

第1期

# 志免町

## 福祉総合計画



令和3年3月  
志免町・志免町社会福祉協議会



## ごあいさつ

歴史的にわが国では、日常生活の中で困ったときの相談、支援が必要な場合は、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、それを担い支えてきましたが、核家族化や共働き世帯の増加など社会の変化に伴い、それまで地域や家庭が果たして来た役割を公的支援が担うべく、ライフステージごとに社会保障制度の充実が図られてきました。



しかしながら、昨今、複数分野の課題を抱え複合的な支援が必要であっても、高齢・障がい・子どもといった対象者ごとに「縦割り」で整備された従来の公的支援では対応が困難なケースが増加しています。公的支援のあり方は、個別課題への対応から分野をまたがった包括的な支援へと、「縦割り」から「丸ごと」の支援へと転換していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生により、様々な面において「新しい生活様式」の定着が求められ、自粛活動が長期化することで、新たに出てきた社会的課題の深刻化も懸念されております。

そのため、志免町では、誰もが様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、身近な地域で安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現に向け、これまで対象者別、分野別に策定していた地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉に係る計画を「志免町福祉総合計画」として統合し、また地域福祉の中核的な存在である志免町社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画と一体的に策定いたしました。

本計画は「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～」を基本理念とし、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」へ、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む「地域共生社会」の実現を目指してまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました志免町福祉総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様、ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

志免町長 世利 良末

## ごあいさつ

志免町社会福祉協議会では、平成9年度に第1次地域福祉活動計画を策定して以降、5年置きに社会情勢や地域のニーズ等をふまえながら、住民の皆様や各種福祉団体等のご協力を得て、地域福祉活動計画を策定してまいりました。



平成29年3月には、志免町が策定する第1次地域福祉計画と一体化した形で「第5次地域福祉活動計画」を策定することができ、「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆」を基本理念に、志免町と連携して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

昨今、少子高齢化の進行や家族形態の変化等、私たちの暮らしを取り巻く環境も大きく変わり、地域におけるニーズや困りごととも複雑かつ多様化しており、複合的な課題を抱えている世帯も増えてきています。

このような課題に対応していくために、行政や地域の専門機関等が分野横断的に連携し、切れ目ない支援体制づくりに取り組む必要があります。

そして、「人と人」、「人と地域で活動する団体や企業等」が世代や分野を超えてつながり、支え合うことで、安心して暮らせるまちづくりへとつながり、国が推奨する「地域共生社会」の実現にもつながります。

今回、地域共生社会の実現に向けた志免町福祉総合計画の策定に伴い、計画期間を短縮して第6次地域福祉活動計画を策定する運びとなりました。地域福祉の推進を目的とした団体として、地域住民・各種団体・福祉サービス事業者等と協働し、住民主体のまちづくりに尽力していく所存です。

最後になりましたが、この計画策定にご尽力くださいました委員の皆様方をはじめ、多くのアドバイスをいただきました西南学院大学の萩沢友一准教授、ならびに関係各位のご協力に対して、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 志免町社会福祉協議会

会長 川崎 輝昌

# 目次

I 総論 .....	1
第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制と町民参画 .....	5
(1) 志免町福祉総合計画審議会の設置 .....	5
(2) 志免町の地域福祉にかかる調査の実施 .....	5
(3) 事業所ヒアリングの実施 .....	5
(4) パブリックコメントの実施 .....	5
第2章 志免町の現状 .....	6
1 人口構成からみる本町の特徴 .....	6
2 高齢化の進展 .....	7
3 身体障がい者の状況 .....	9
4 知的障がい者の状況 .....	10
5 精神障がい者の状況 .....	10
6 難病患者の状況 .....	11
7 特別支援学校及び特別支援学級の就学等状況 .....	11
8 刑法犯認知件数 .....	12
第3章 計画の基本的な考え方 .....	14
1 計画の基本理念 .....	14
2 重点課題 .....	15
3 基本目標 .....	15
II 各論 .....	16
第1章 第2次志免町地域福祉計画 .....	16
1 計画策定の趣旨 .....	16
2 今後の取組 .....	16
(1) 必要な支援につながる地域づくり .....	16
(2) 安心して暮らせる地域づくり .....	20
(3) 参加がすすむ地域づくり .....	26
3 数値目標 .....	31
(1) 必要な支援につながる地域づくり .....	31
(2) 安心して暮らせる地域づくり .....	32
(3) 参加が進む地域づくり .....	32
第2章 第6次志免町地域福祉活動計画 .....	33
1 重点的取組 .....	33
(1) 多機関連携での相談対応 .....	34
(2) 地域での支え合い活動の推進 .....	35
(3) 居場所づくり活動推進の支援 .....	36

2	取組の体系	37
3	具体的な活動内容	38
	(1) 必要な支援につながる地域づくり	39
	(2) 安心して暮らせる地域づくり	41
	(3) 参加が進む地域づくり	43
第3章	第8期志免町高齢者保健福祉計画	46
1	計画策定の趣旨	46
2	今後の取組	46
	(1) 必要な支援につながる地域づくり	46
	(2) 安心して暮らせる地域づくり	59
	(3) 参加が進む地域づくり	62
第4章	志免町障がい者プラン	
第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画		67
1	計画策定の趣旨	67
2	今後の取組	68
	(1) 必要な支援につながる地域づくり	68
	(2) 安心して暮らせる地域づくり	72
	(3) 参加がすすむ地域づくり	76
3	障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み	79
	(1) 障がい福祉サービス等に関する数値目標	79
	(2) 障がい福祉サービス等の事業量見込み	84
	(3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み	90
	(4) 地域生活支援事業の事業量見込み	92
第5章	第1期成年後見制度利用促進基本計画	95
1	計画策定の趣旨	95
2	今後の取組	95
第6章	第1期志免町再犯防止推進計画	97
1	計画策定の趣旨	97
2	今後の取組	98
	(1) 必要な支援につながる地域づくり	98
	(2) 安心して暮らせる地域づくり	100
	(3) 参加がすすむ地域づくり	100
第7章	計画の実現のために	102
1	関係機関等との連携・協働	102
2	計画の進捗管理	102
Ⅲ	資料編	103
第1章	委員名簿	103
第2章	策定経緯	104
第3章	用語集	105

# I 総論

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

---

わが国は少子高齢化の進展により、すでに人口減少期に突入しています。いわゆる団塊の世代が今後、後期高齢者（75歳以上）となることは、現在、地域福祉の担い手として地域で活躍されている層が減少することにもなります。さらに、各地では自然災害が頻発し、また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生などにより、様々な面において「新しい生活様式」の定着が求められており、社会情勢はめまぐるしく変化しています。

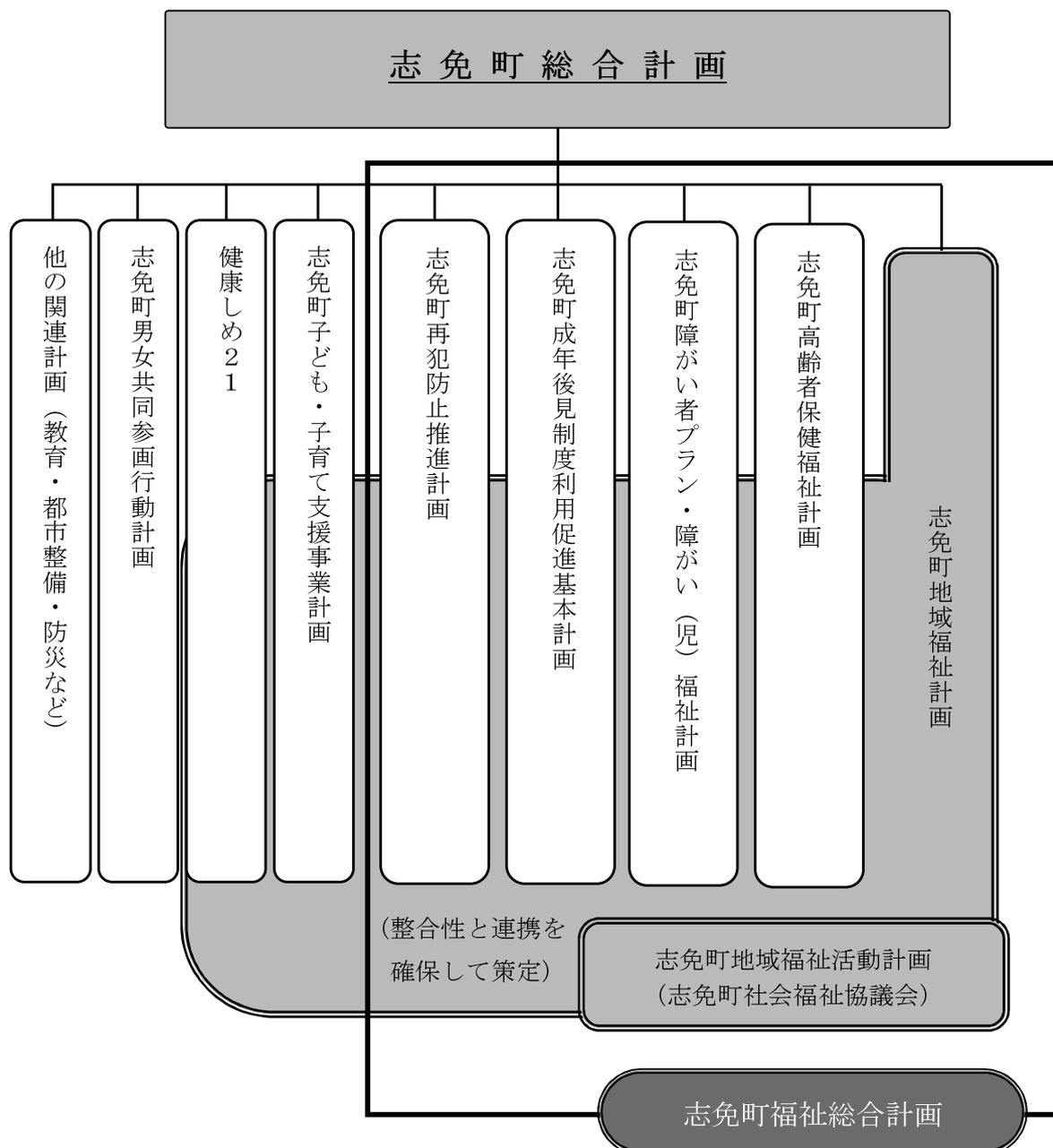
このような変化の激しい中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

本町では、これまでも高齢者部門において地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供することで、住み慣れた地域でできる限り暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んできました。しかし、この理念は高齢者だけではなく、障がいのある人や子ども、子育て中の保護者など様々な住民にも必要な視点であり、従来、縦割りで策定されてきた保健福祉分野の計画を地域福祉の観点から総合的、包括的に計画することで、これまでの取組が相乗的な効果を生み、「地域共生社会」の実現へ近づけるのではないかと考え、令和3年度から施行されるべき各種計画を統合した「志免町福祉総合計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本町における福祉分野の総合計画として位置づけられます。本計画には、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「高齢者保健福祉計画」「障がい者プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」が内包されています。

図表 1 計画の位置づけ



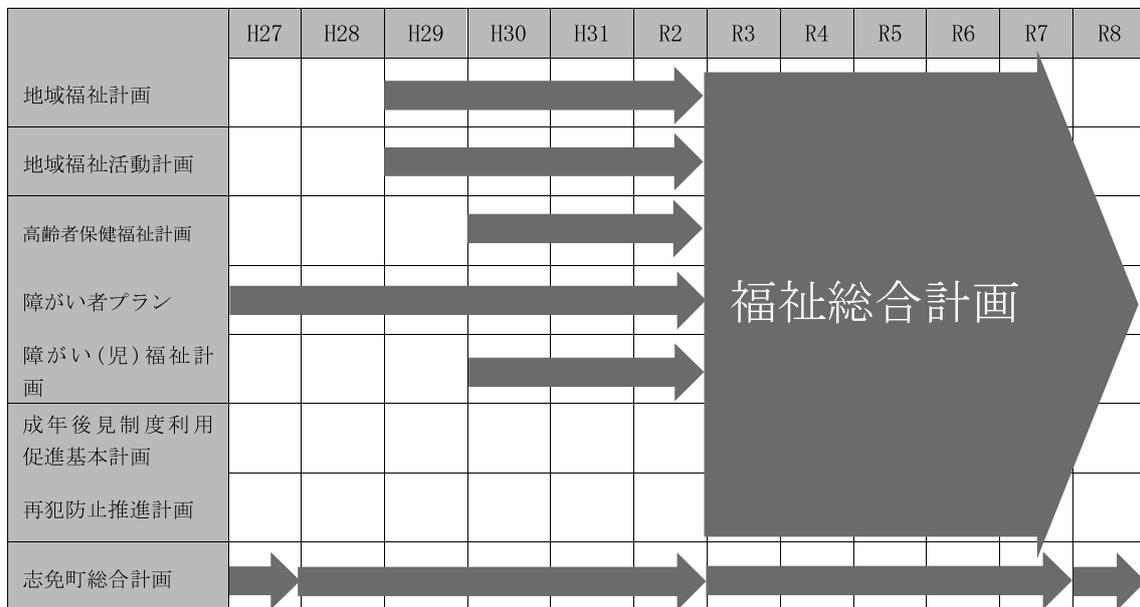
### 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

平成28年度に策定された「第1次志免町地域福祉計画・第5次志免町地域福祉活動計画」は平成29年度から5年間を計画期間としており、本来であれば令和3年度に計画の見直しが行われる予定でしたが、本計画の策定に伴い、計画期間を1年短縮し令和2年度で終了とします。また、高齢者保健福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度にそれぞれ計画を見直します。

なお、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2 計画の期間①



図表 3 計画の期間②

計画名称	計画期間	
第 1 期志免町福祉総合計画	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間
第 2 次志免町地域福祉計画 (社会福祉法第 107 条)	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間
第 6 次志免町地域福祉活動計画 (社会福祉法第 109 条)	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間
第 8 期志免町高齢者保健福祉計画 (老人福祉法第 20 条の 8)	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年間
志免町障がい者プラン (障害者基本法第 11 条第 3 項)	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間
第 6 期志免町障がい福祉計画 (障がい者総合支援法第 88 条)	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年間
第 2 期志免町障がい児福祉計画 (児童福祉法第 33 の 20 第 1 項)	令和 3 年度～令和 5 年度	3 年間
第 1 期志免町成年後見制度 利用促進基本計画 (成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項)	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間
第 1 期志免町再犯防止推進計画 (再犯防止推進法第 8 条第 1 項)	令和 3 年度～令和 8 年度	6 年間

## 4 計画の策定体制と町民参画

### (1) 志免町福祉総合計画審議会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「志免町福祉総合計画審議会」を設置し、「地域部会」「シニア部会」「障がい部会」において協議を行いました。

### (2) 志免町の地域福祉にかかる調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「志免町の地域福祉にかかる調査（地域福祉・高齢者福祉・障がい福祉に関する調査）」を実施しました。

図表 4 アンケート調査の実施概要

	調査種別		
	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉
調査対象	町内在住の 18歳以上の人	町内在住の 65歳以上の人	町内在住の 障がいのある人
調査数	2,000人	1,000人	1,949人
有効回収数	847人	663人	1,062人
有効回収率	42.4%	66.3%	54.5%

### (3) 事業所ヒアリングの実施

本計画の策定にあたって、実態に即した具体的な施策を検討するため、42事業所から現状・課題・要望などを書面にてヒアリングしました。結果は、各部会にて報告されました。

### (4) パブリックコメントの実施

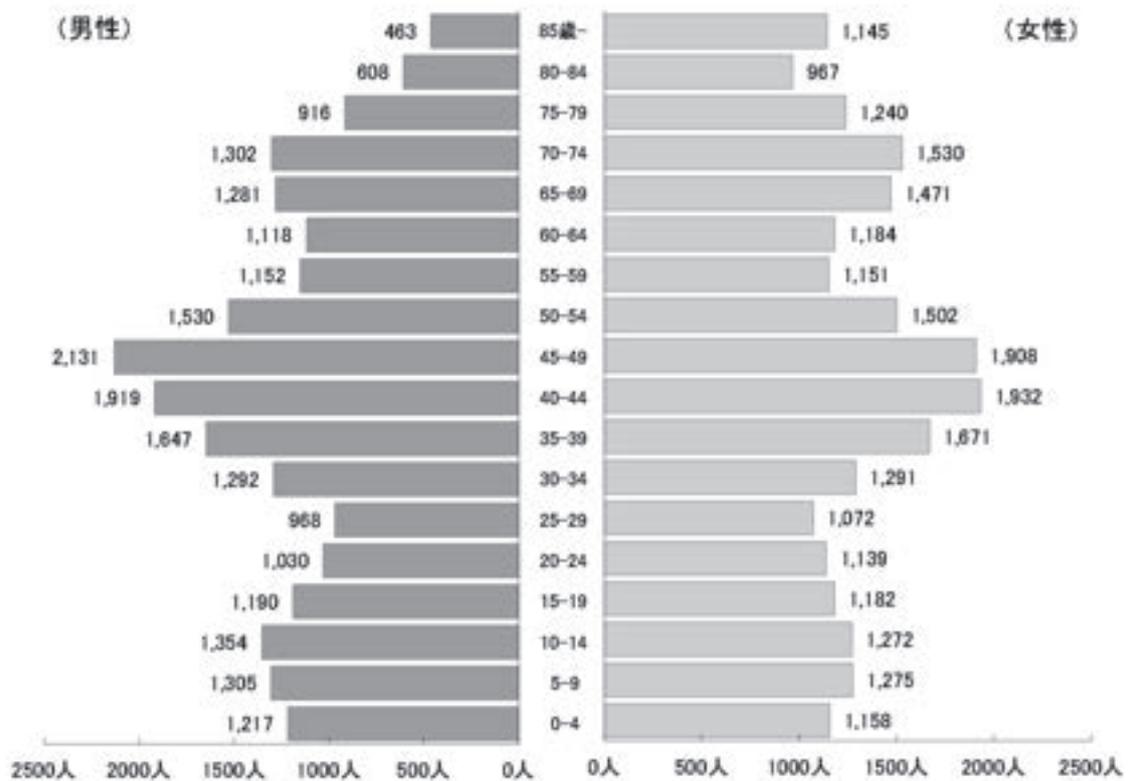
本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 志免町の現状

### 1 人口構成からみる本町の特徴

令和2年6月1日現在の住民基本台帳人口をみると、本町では40歳代の人口が最も多いことが分かります。福岡市の中心部まで約8キロメートルという地の利と温暖な気候に恵まれ、福岡市のベッドタウンとして比較的若い世代の町民が多いことが分かります。

図表5 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

令和2年6月1日現在

## 2 高齢化の進展

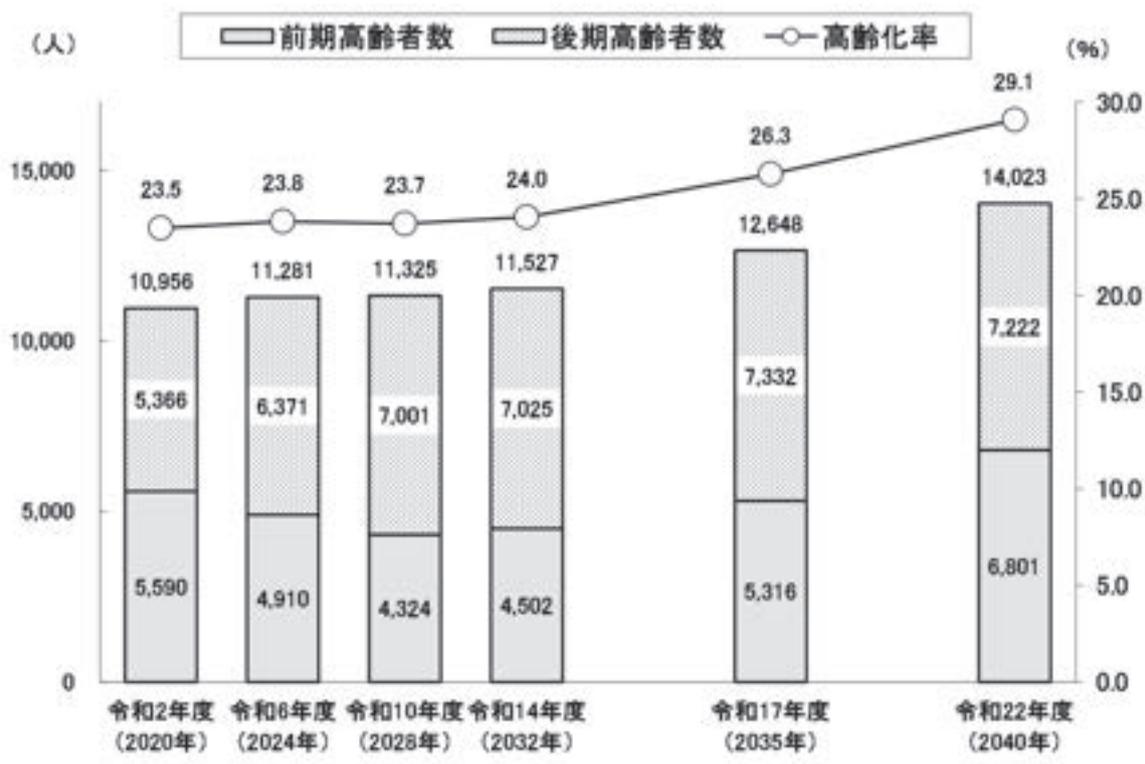
本町の人口はこれまで着実に増加を続けてきましたが、推計によると今後の人口の伸びは緩やかになることが見込まれています。

2020年から概ね10年間は高齢者数の増加が緩やかであるものの、前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加することが分かります。このことで、地域福祉の担い手が不足することが想定されます。

その後、後期高齢者数の増加は落ち着くものの、2040年にかけて前期高齢者数が急増します。これは、現在本町において最も人口の多い40歳代（いわゆる団塊ジュニア世代）が順次前期高齢者に移行するため、10年単位で地域の状況はめまぐるしく変化することが分かります。

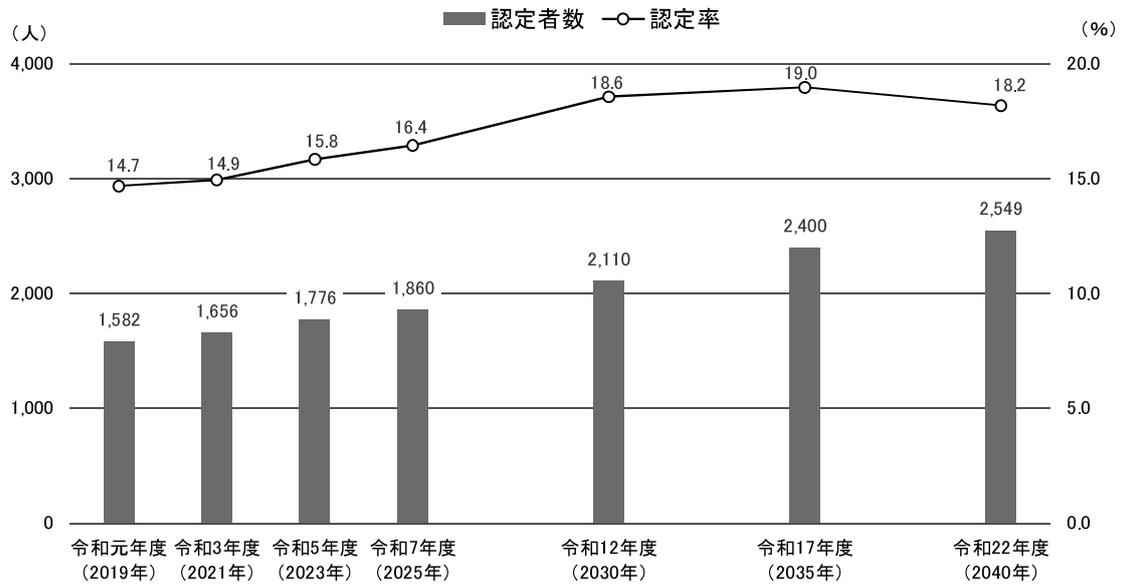
要介護認定者数及び認定率の推計をみると、2025年まで年々高くなっていく傾向にあることが分かります。

図表 6 高齢者数の推計



資料：福岡県介護保険広域連合

図表 7 要介護認定者数及び認定率の推計



資料：志免町による推計

### 3 身体障がい者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は近年若干の減少傾向にあります。

障がい種別の中で最も割合が高いのは肢体不自由であり、全体の 53.0%を占めています。次いで内部障がい（31.0%）の割合が高く、肢体不自由と内部障がいとで身体障害者手帳所持者全体の 84.0%を占めます。身体障害者手帳所持者は他の障がいに比べて高齢者が占める割合が高いという特徴があります。今後の高齢化の進展によって、特に後天性疾病による身体障害者手帳所持者数が増加傾向に転じることが見込まれます。

図表 8 等級別身体障害者手帳所持者数（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	529	533	534	547	548
2級	248	241	236	224	218
3級	232	216	211	219	208
4級	375	373	379	374	359
5級	114	116	114	120	124
6級	125	128	123	128	132
合計	1,623	1,607	1,597	1,612	1,589

資料：志免町

各年3月末日現在

図表 9 障がい種別身体障害者手帳所持者数（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	99	96	84	89	90
聴覚・平衡機能障害	132	133	138	132	138
音声・言語・そしゃく機能障害	24	23	23	23	20
免疫機能障害	3	4	3	4	3
移動機能障害（運移）			3	3	3
肢体不自由	927	904	879	868	842
内部障害	438	447	467	493	493
合計	1,623	1,607	1,597	1,612	1,589

資料：志免町

各年3月末日現在

図表 10 年齢区分別身体障害者手帳所持者数（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	31	30	34	36	37
18-64歳	432	420	404	394	372
65歳以上	1,160	1,157	1,159	1,182	1,180
合計	1,623	1,607	1,597	1,612	1,589

資料：志免町

各年3月末日現在

## 4 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は、令和2年3月末日現在では380人となっており、平成27年度以降、一貫して増加傾向にあります。過去4年間で療育手帳所持者数は17.3%増加しています。

図表 11 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	131	134	142	149	149
B判定	193	206	206	217	231
合計	324	340	348	366	380

資料：志免町

各年3月末日現在

図表 12 年齢区分別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	85	91	94	93	99
18～64歳	220	228	231	252	257
65歳以上	19	21	23	21	24
合計	324	340	348	366	380

資料：志免町

各年3月末日現在

## 5 精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成27年4月1日では257人であったのが令和2年4月1日では331人となっており、5年間で28.8%の増加となっています。等級別に見ると、1級は5年間で10.5%減少しているのに対して2級（+29.9%）、3級（+35.2%）は大きく増加しており、比較的軽度の増加割合がより高い傾向にあることが分かります。なお、自立支援医療（精神）利用者数の推移をみると、平成27年からの5年間で26.0%増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様の傾向にあります。

図表 13 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移（単位：人）

	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院)
	1 級	2 級	3 級	合計	
平成 27 年	19	147	91	257	500
平成 28 年	20	156	87	263	548
平成 29 年	20	145	82	247	548
平成 30 年	22	162	99	283	589
令和元年	21	169	101	291	589
令和 2 年	17	191	123	331	630

資料：志免町

各年 4 月 1 日現在

## 6 難病患者の状況

平成 26 年 5 月 23 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から、指定難病にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。この法律に基づく医療費助成対象疾病は平成 27 年 1 月 1 日に 56 疾病から 110 疾病となり、平成 27 年 7 月 1 日から 306 疾病、平成 29 年 4 月 1 日から 330 疾病、平成 30 年 4 月 1 日には 331 疾病、令和元年 7 月 1 日に 333 疾病に拡大されました。

本町の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数をみると、平成 27 年からの 4 年間で多少の増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあることが分かります。

図表 14 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（単位：人）

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
330	333	310	320	312

資料：粕屋保健福祉事務所

各年 3 月末日現在

※ 平成 27 年～29 年は 2 月末日現在

## 7 特別支援学校及び特別支援学級の就学等状況

特別支援学校及び特別支援学級の就学等状況は下表のとおりです。

図表 15 特別支援学校就学状況（単位：人）

小学部	中学部	高等部	計
28	15	17	60

資料：志免町

各年 3 月末日現在

図表 16 特別支援学級在籍状況（単位：人）

			平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
知的障がい	小学校	学級数	10	14	17	17	17
		児童数	63	84	99	104	98
	中学校	学級数	2	3	5	7	8
		生徒数	13	14	24	37	49
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	8	8	12	15	15
		児童数	46	61	78	90	90
	中学校	学級数	2	2	3	3	7
		生徒数	11	10	16	18	36
聴覚障がい	小学校	学級数	0	0	1	1	1
		児童数	0	0	1	2	1

資料：志免町

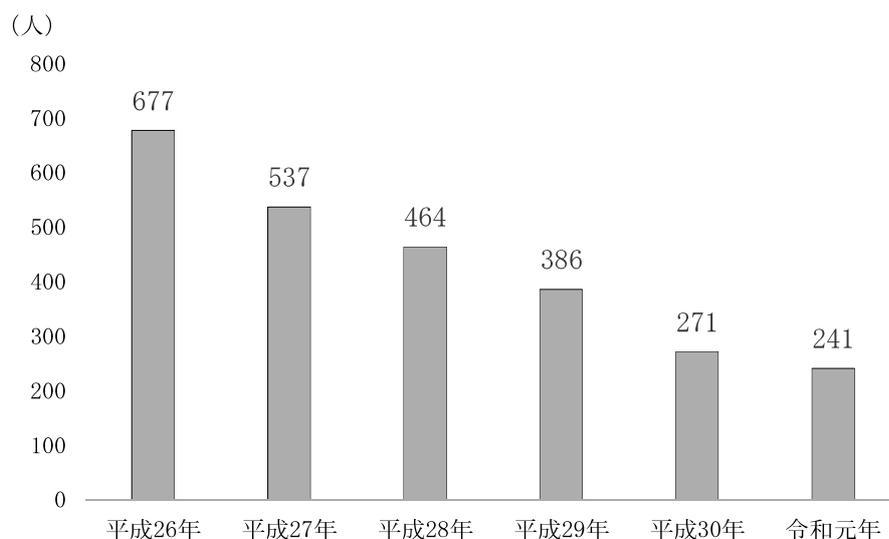
各年 5 月 1 日現在

## 8 刑法犯認知件数

令和 2 年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成 14 年に戦後最多となった後減少傾向にあり、令和元年には戦後最少を更新しています。

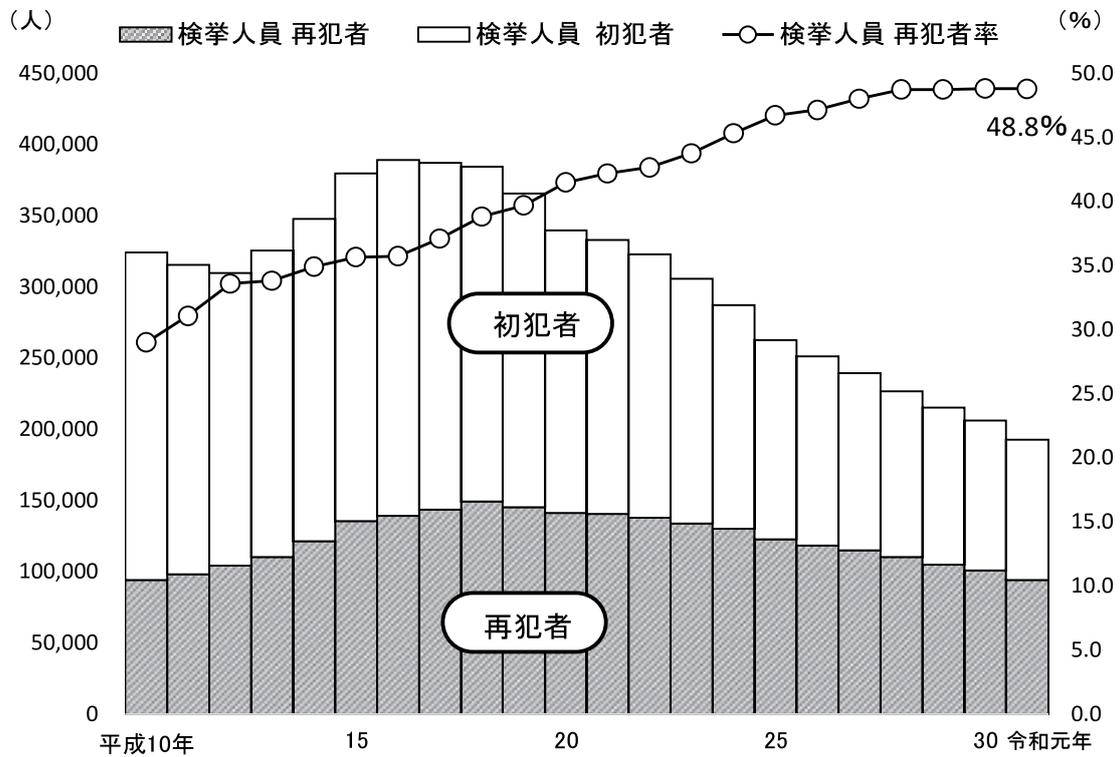
本町においても、平成 26 年から一貫して減少傾向にあり、令和元年では 241 件と 5 年間で 64.4%減少しています。このように、刑法犯認知件数の総数に着目する限りは改善傾向にあるものの、全国的には特殊詐欺、暴行、児童虐待・配偶者間暴力等については増加しているものあるいは余り減少していないものとして挙げられており、また、再犯者率は依然として高い数値を維持しているなどの課題もあり予断を許さないところです。

図表 17 刑法犯認知件数



資料：福岡県警察 福岡県刑法犯市町村別認知件数

図表 18 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：警察庁の統計による。

※ 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※ 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画は、これまで個別に策定されていた「志免町地域福祉計画・志免町地域福祉活動計画」「志免町高齢者保健福祉計画」「志免町障がい者プラン・志免町障がい福祉計画・志免町障がい児福祉計画」に加え、「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとした計画です。第1期計画である「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を除き、すでにそれぞれの計画に基本目標が掲げられていることから、今回の福祉総合計画の策定にあたり整合性を図る必要があります。

それぞれの計画の基本理念の根底に流れる「自分らしく」「住み慣れた地域で」という共通部分をくみ取ると同時に、上位計画である地域福祉計画の基本理念の趣旨を最大限活かした福祉総合計画に相応しい理念として、「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆 ～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～」を本計画の基本理念とすることとしました。

[志免町地域福祉計画・地域福祉活動計画]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆



[基本理念]

**お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆**

～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で  
安心して暮らし続けられるまち～



だれもが健康で人にやさしく  
住み慣れた地域で  
安心して暮らし続けられるまち

[志免町高齢者保健福祉計画]



障がいがある人もない人も  
ともに支え合い  
安心して暮らし続けられるまち

[志免町障がい者プラン・志免町障がい(児)福祉計画]

## 2 重点課題

---

地域福祉に関する調査によると、これからの「福祉」のあり方について、「行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」との回答が最も高く、59.3%となっています。また、安心して地域のなかで暮らしていくためにできることに関する質問への回答としては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」との回答が最も高く、49.6%となっています。しかしながら、実際に地域活動をしている割合は、20.9%と低い結果となっています。他項目や自由意見からも、「困っている人がいたら助けたい」等の地域での支えあいを支持する意見が多く見受けられる一方、「時間的余裕がない」「対応の方法がわからず不安」といった理由から行動に移せない人が多いこともわかりました。

町が実施している福祉施策についての情報は何で知るかとたずねたところ、「町の広報誌」と回答した人が最も多く、53.7%となっています。次いで、「家族・友人・知人」(22.1%)、「町の福祉担当窓口」(15.6%)と続いています。しかしながら、審議委員会の中では、調査とは裏腹に広報誌を見ていない人が多い現状とともに、情報の周知については、課題が残っているとの意見がありました。

このことから、地域に関わりたい想いがあるが関われない現状や、必要な情報が必要な人に届いていない現状を本町の重点課題と考えます。

## 3 基本目標

---

重点課題を解消し、基本理念の実現に向け、本計画は、「総合計画」であることから、各個別計画における横断的な3つの目標を掲げました。

具体的な支援や取組については、各個別計画に記載しています。

### [基本目標 1]

#### 必要な支援につながる地域づくり

- ・ 属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、各関係機関につなぎます。

### [基本目標 2]

#### 安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域社会からの孤立を防ぐよう、見守り活動等の事業を推進します。

### [基本目標 3]

#### 参加が進む地域づくり

- ・ 様々な地域資源を活かし、交流の場の提供に努めます。

## Ⅱ 各論

### 第1章 第2次志免町地域福祉計画

#### 1 計画策定の趣旨

---

平成30年の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉分野における個別計画の上位計画として位置づけられました。この改正に伴い、今まで分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や子育て世帯、障がい者などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取組を進めることが求められています。

また、近年の人口構造の変化に伴い、核家族世帯や単身世帯、高齢者のみの世帯の増加など、家族の在り方や住まいの状況も変化し、地域におけるニーズも多様化しています。町民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進める中核として、「第2次志免町地域福祉計画」を策定します。

なお、本計画に内包される福祉分野の個別計画において、地域福祉計画と重複する部分については個別計画の該当部分を地域福祉計画の一部とみなすこととします。

#### 2 今後の取組

---

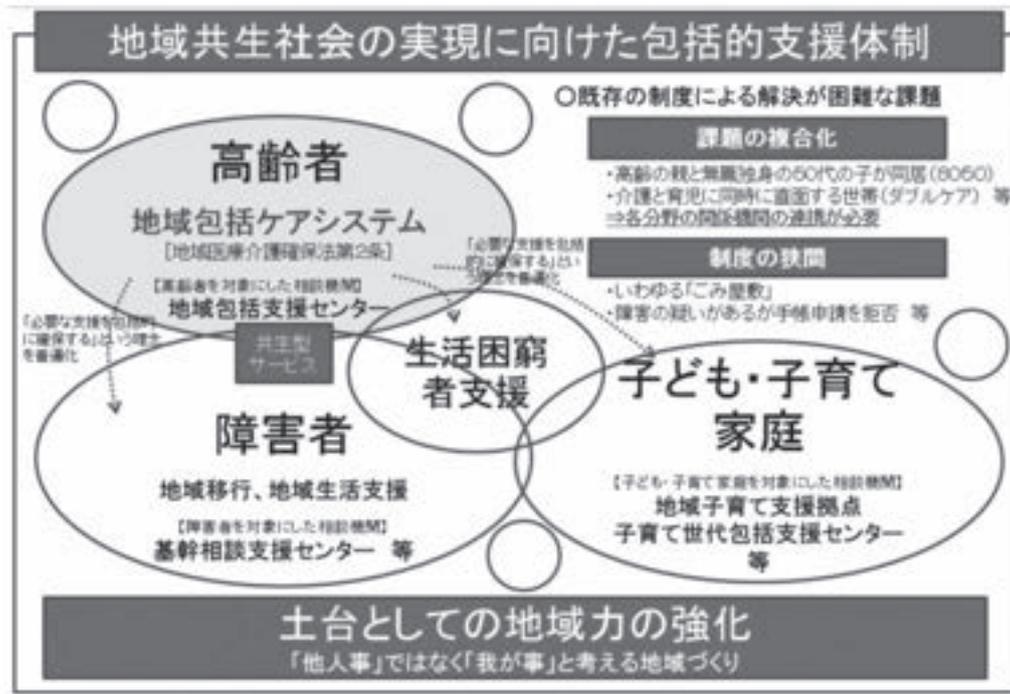
##### (1) 必要な支援につながる地域づくり

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を「地域共生社会」と定義しています。

近年、介護と育児の問題を同時に抱える人（ダブルケア）や80代の親と働いていない50代の子が同居する生活困窮世帯（8050問題）、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者（ヤングケアラー）など複合的な課題を抱える家族が増えており、従来の枠組みでは適切な対応が困難な事例が増加しています。こうした近年の多様化、複雑化、複合化した地域課題を解決するために、本町では様々な事業を実施していますが、これら行政が提供する公的なサービスの他に、志免町社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人やNPO法人、その他の主体などのさまざまな取組によって地域は支えられています。

本計画において課題を抱えたすべての住民に必要とする支援が届くように、周知するとともに、様々な分野をつなぎあわせる支援や庁内連携を推進し、様々な相談を受け止める支援体制をつくっていく必要があります。

図表 19 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



資料：厚生労働省作成資料

※ 上図は、これまで高齢者を対象に進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、生活上の困難を抱える人を地域で『丸ごと』支える包括的な支援体制を表したものです。

## 1) わかりやすく身近につながる支援の充実

多様化する生活課題に対する解決の受け皿として数多くの取組がありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、それぞれの取組が認知されなかったりする面もあります。支援を必要とする人に、必要な情報が確実に伝わるのが大切です。

### ① 支援の情報をわかりやすく伝える

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する支援の情報収集を自ら心がけます。</li> <li>●福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということを関係機関の窓口伝えるなど、積極的に発信します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。</li> <li>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員などによる見守り活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。</li> <li>●地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。</li> <li>●福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などの情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。</li> <li>●福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうように努めます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報しめまち」やホームページ、パンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫をして、福祉に関する支援の情報を提供するよう努めます。</li> <li>●民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。</li> <li>●地域の組織や団体、保育・教育施設、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。</li> <li>●福祉に関する支援の情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。</li> <li>●福祉に関する支援の情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な支援の利用につながるよう十分に配慮します。</li> <li>●福祉に関する支援の情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど個別に対応し、情報の提供に努めます。</li> </ul>

※ 自助：個人や家族による支え合い・助け合い

※ 共助：地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い

※ 公助：公的機関の役割

## 2) 相談支援機能の充実

多様化、複雑化、複合化する地域課題に対して、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行います。また、町民の立場に立った相談支援体制を構築するとともに、専門的かつ複合的なニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図り、関係機関との連携のもと、地域にある人的、物的、技術的資源を組み合わせ、適切に連携ができる体制を整備していくことが大切であり、総合相談窓口の設置についても調査・研究を進めます。

## ① 相談支援の専門性や利便性を向上させる

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに気軽に相談したり、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用したりするよう心がけます。</li> <li>●家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。</li> <li>●必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。</li> <li>●相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。</li> <li>●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。</li> <li>●福祉サービス事業所では、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>●福祉サービス事業所では、困りごとを抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談します。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。</li> <li>●専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。</li> <li>●相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、利便性の向上に努めます。</li> <li>●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。</li> <li>●断らない相談支援の実現に向け、窓口のあり方について検討します。</li> </ul>

② 連携しながら相談支援をすすめる

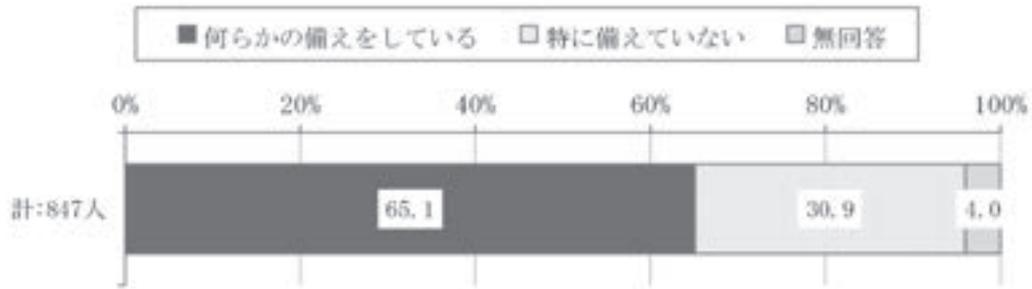
主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑な多くの福祉課題が重なり合っているときには、抱え込むことなく、すみやかに専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人が複雑な多くの福祉の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。</li> <li>●複雑かつ多問題化した福祉の課題についての専門的な相談窓口のことを知らせていきます。</li> <li>●生活上での困りごとについて、複雑な多くの福祉の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの各種の相談窓口へつなぎます。</li> <li>●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと連携を図りながら、相談支援をすすめます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な課題を抱える子どもやその家族に応じた対応のため、要保護児童対策地域協議会などの機能充実を図ります。</li> <li>●多様な課題を抱える障がいのある人やその家族に応じた対応のため、自立支援協議会などの機能充実を図ります。</li> <li>●各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多問題化している福祉課題の解決に努めます。</li> <li>●生活に困窮する人や世帯に対し、役場内での連携を図り、相談支援につながるよう努めます。</li> <li>●地域で活動している相談支援のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。</li> </ul>

(2) 安心して暮らせる地域づくり

各地で自然災害が頻発し、報道等を通じて被害の状況を目の当たりにすることで、自然災害の恐ろしさを実感し、不安が募ります。

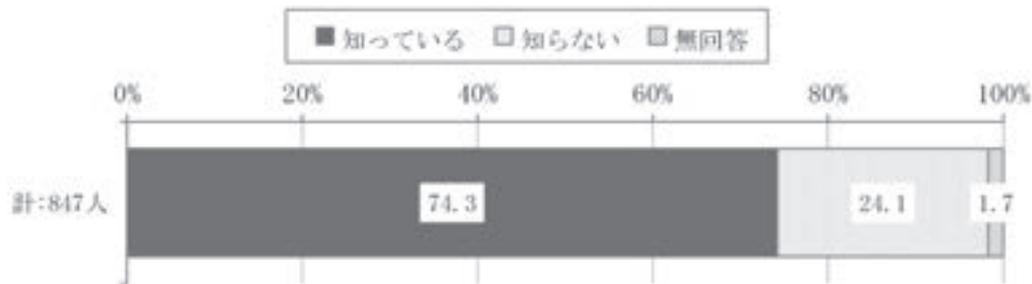
一方、地域福祉に関する調査結果から災害時の備えをしていないと回答した人の割合は30.9%であり、地域での災害時の避難場所を知らない町民は24.1%となっていることから、災害に対する不安感の増大が必ずしも災害時の備えなどの行動につながっていないと考えられます。さらに一人暮らしの高齢者など、災害時に特に気になる人が地域にいと回答した人の割合は28.5%となっています。災害や火災などの緊急時に一人で避難できないと回答した高齢者の過半数(55.5%)は同居の家族に手助けしてもらうことを想定しています。

図表 20 災害に対する備えをしているか



資料：地域福祉に関する調査

図表 21 災害時の避難場所の認知度



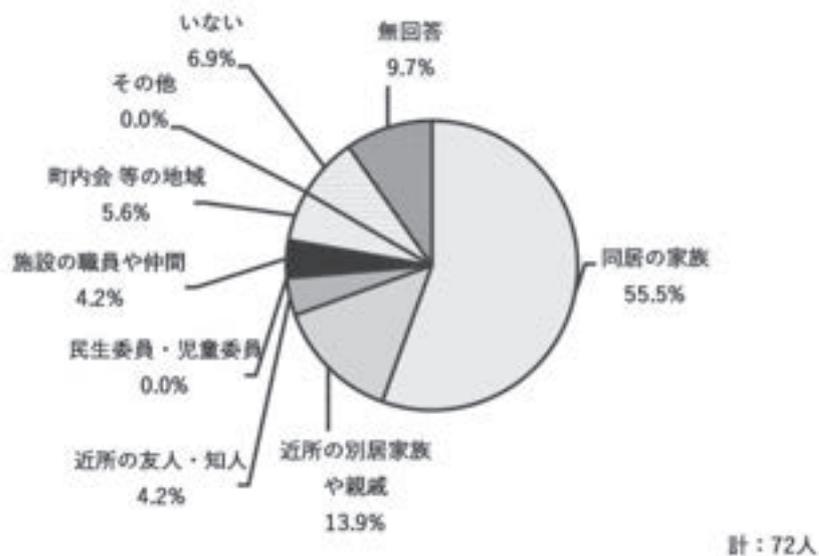
資料：地域福祉に関する調査結果

図表 22 ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいるか



資料：地域福祉に関する調査結果

図表 23 災害等で避難する際に手助けを頼める人（一人で避難できない高齢者）



資料：高齢者福祉に関する調査結果

また、これまでにない新たな手口の犯罪事件も発生しています。地域のつながりが強い地域ほど日常的变化に気づきやすく、日ごろから声かけなどをすることで事件を未然に防ぐ可能性が高まります。認知症や高齢者の平時の見守りなどは、普段からの住民一人ひとりの心がけで、安心して暮らせる地域基盤が形作られます。近所の方や町内会、民生委員・児童委員など、手助けしてもらえらる様々な方とのつながりを普段から持つておく必要があります。

### 1) 安心して暮らせる支援の充実

隣近所などでの身近な助け合いや、地域での組織的な支援は地域福祉の根幹となるものです。隣近所の方に対して気にかけて見守ったりすることも支え合いのひとつであり、組織的な支援や福祉事業と併せて地域福祉の基盤を構成します。

## ① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けを求めます。</li> <li>●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。</li> <li>●地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。</li> <li>●認知症や障がいのある家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所に気にかかる人や困っている人がいたら、お互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。</li> <li>●ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活を送るために必要なことが十分にできずに困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。</li> <li>●隣近所に暮らす認知症や障がいを抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所など地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。</li> </ul>

## ② 地域での組織的な支援をすすめる

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。</li> <li>●認知症高齢者等 SOS ネットワークなど、行方不明者の情報をメールなどで知らせ、発見の協力を求める取組に参加します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て中の家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動をすすめます。</li> <li>●町内会などで、地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場・機会を充実させていきます。</li> <li>●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業所をめざし、地域における福祉活動に積極的に協力します。</li> <li>●事業者は、認知症高齢者等 SOS ネットワークなど、行方不明者の発見の協力を求める取組に参加します。</li> <li>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員などによる見守り活動の推進を支援します。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症高齢者等 SOS ネットワークなど、行方不明者の情報をメールなどで知らせ、発見の協力を求める取組について、周知に努めます。</li> <li>●ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活を送るために必要なことが十分にできずに困っている人や家族に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。</li> </ul>

③ 福祉事業の充実を図る

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。</li> <li>●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。</li> <li>●必要に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するよう心がけます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所での行事などに住民は積極的に参加し、福祉サービス事業所は地域からの参加を求めるなど交流を深め、地域と同事業所との信頼関係を築きます。</li> <li>●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑かつ多問題化している福祉課題の改善に向け、関係者間で連携・協働することで福祉サービス提供の充実に努めます。</li> <li>●住民からの求めに対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。</li> <li>●福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。</li> <li>●巡回バスの運用については、利用者の利便性を高めるための検討をすすめます。</li> <li>●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。</li> <li>●福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。</li> <li>●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。</li> </ul>

2) いのちを守る支援の充実

虐待は町民の命に関わる深刻な地域課題です。異変をいち早く察知し、地域が連携することで迅速かつ適切な行動につなげることが大切です。

災害は準備や避難する時間的余裕が無いまま状況が悪化することが多く、普段からの準備・訓練が欠かせません。志免町福祉総合計画分科会では、すべての町民がいざというときに備えて近所づきあいをしておくとともに、災害が発生した場合にどこに避難するか、どのような準備をしておくかを個人ごとにあらかじめ決めておくことが重要であるとの意見があったことから、普段からの災害に対する備えを重点的に行動目標に盛り込みました。



② 災害時の避難に備える

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に隣近所の助け合いが重要となるため、普段から近所づきあいを大切にします。</li> <li>●災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。</li> <li>●町が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取組について理解し、可能な限り協力します。</li> <li>●地域での防災や減災に関する取組に参加します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に隣近所の助け合いが重要となるため、普段から声を掛け合える関係づくりに努めます。</li> <li>●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。</li> <li>●自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。</li> <li>●災害時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。</li> <li>●災害時に備えた取組について、町内で事業活動を行っている民間事業者として協力します。</li> <li>●福祉サービス事業所では、災害時対応マニュアルの作成や利用者を交えた避難訓練を実施するなど、災害時に備えた取組をすすめます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。</li> <li>●住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。</li> <li>●避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取組についての理解と協力を求める取組をすすめます。</li> <li>●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行うとともに、食糧などの備蓄をすすめます。</li> <li>●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が活用できるように、施設側との協議をすすめます。</li> </ul>

(3) 参加がすすむ地域づくり

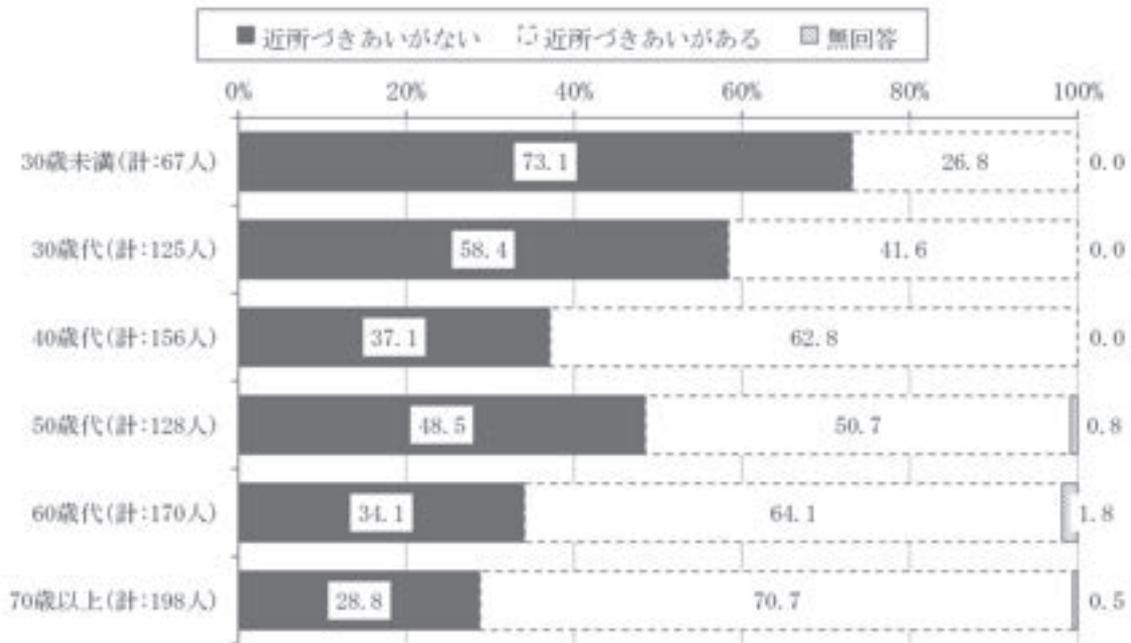
地域福祉に関する調査結果からは、近所付き合いを「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「つきあいがほとんどない」と回答した人の割合は42.2%となっており、町民の4割以上が積極的な近所付き合いをしていないことが分かります。また、年齢階層が低いほど近所付き合いをしていないと回答した人の割合が高くなる傾向にあり、30歳未満では4人に3人(73.1%)は近所とのつながりが無いと回答しています。

志免町福祉総合計画分科会においても、地域活動への参加者が限定される傾向にあり、地域活動へ参加されていない方の中には孤立死の事例が報告されるなど、課題を抱えられている方が存在するのではないかとこの意見が寄せられました。

本町には、町内会やシルバー人材センターだけではなく、料理教室やパン教室、麻雀教室、カラオケなどのサークル活動、グラウンドゴルフ、認知症カフェなど様々な活動があります。一つひとつの活動は小規模であるものの、住民にとって地域と関われる選択肢があることが大きな意味を持つと考えています。

また、地域活動促進のためには、人権擁護等が必要です。これらの活動において、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として、人格と個性が尊重されることが参加の促進にも繋がります。

図表 24 近所づきあいをしていない人の割合（年齢階層別）



資料：地域福祉に関する調査

### 1) 学ぶ機会の充実

本町には様々な人が暮らしています。あらゆる人がそれぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重される必要があります。差別や偏見はあってはなりません。高齢者や障がい者、LGBTや外国籍の人など、どのような属性であったとしても、その人をよく知ることで正しい理解につながります。差別や偏見の芽を摘むために、学ぶ機会の充実が必要です。

## 第2次志免町地域福祉計画

### ① 人権や福祉のことについて学ぶ

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や福祉について理解を深めます。</li> <li>●人権や福祉についての学習会などに参加します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉についての学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。</li> <li>●人権や福祉についての学習会などを開催する際には、保育園や幼稚園、小中学校、ならびに地域の組織や団体の間で連携を図り、幅広い世代の参加を促すよう努めます。</li> <li>●福祉サービス事業所では、施設見学の受け入れなど、町民に対する福祉教育の充実に協力します。</li> <li>●事業所では、従業員などを対象に、人権や福祉について理解を深める取組をすすめます。</li> <li>●人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。</li> <li>●各課係などで開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症のある人もない人も参加できる認知症カフェを開催します。</li> <li>●小中学校では、児童生徒を対象に、人権や福祉について学ぶ機会の充実に努めます。</li> </ul>

### ② 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などに参加します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の資源や人材を活かしながら、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。</li> <li>●認知症サポーター養成講座の開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>●福祉サービス事業所では、認知症サポーター養成講座に講師役として参加するなど、介護や支援の方法などを学ぶ機会の充実に協力します。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園や小中学校などでは、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会をつくります。</li> <li>●出前講座などを通して、福祉制度や支援方法などについて理解を深める取組をすすめます。</li> <li>●地域や学校などにおいて、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。</li> </ul>

## 2) 地域での参加機会の推進

地域の活動や行事を通じて町民がふれあい、交流することで、お互いのことを知り、理解が進みます。気軽に参加できる交流の場を広めていくとともに、地域の活動や行事に参加しやすくする取組が大切です。

### ① 気軽に参加できる交流の場を広めていく

主 体	行動目標
<p>自助</p> <p>共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。</li> <li>●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。</li> <li>●地域で取り組むサロンやサークルに参加するよう心がけます。</li> <li>●町内会の公民館などを活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。</li> <li>●地域で取り組む子育て支援のサロンやサークル、高齢者支援のサロンなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいよう、サロンやサークルの内容を工夫します。</li> <li>●サロンやサークルの運営について理解と協力を求めながら、ともに取り組む仲間の確保に努めます。</li> <li>●子どもの居場所づくりや、子育て中の家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場や機会について、学校や、地域の組織・団体の間で連携を図りながら充実を図ります。</li> <li>●高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。</li> <li>●福祉サービス事業所では、利用者やその家族が交流を深めることができる場や機会となるよう、利用者の施設・事業所内での活動プログラムの充実や、家族会活動などの取り組みをすすめます。</li> </ul>
<p>公助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。</li> <li>●障がいのある人同士や、家族介護者もしくは子育て中の家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。</li> <li>●公共施設などのバリアフリー化について、今後も充実を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備をすすめ、交流の場や機会への参加の妨げの解消を図ります。</li> </ul>

### ② 地域の活動や行事に参加しやすくする

主 体	行動目標
<p>自助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やシニアクラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。</li> <li>●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。</li> <li>●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。</li> </ul>

## 第2次志免町地域福祉計画

主 体	行動目標
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や町内会で行われている活動や行事、子ども会やシニアクラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。</li> <li>●地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいの有無にかかわらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。</li> <li>●誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を行います。</li> <li>●転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。</li> <li>●事業所は、地域や町内会が実施する活動や行事を支援します。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動の担い手となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。</li> <li>●地域や町内会で行われている活動や行事について広く紹介します。</li> <li>●町内会や各種団体などの活動を支援します。</li> <li>●地域活動の拠点となる町内会の公民館について、バリアフリー化を含む改修の検討をすすめます。</li> </ul>

### 3) ボランティア活動を参加しやすくする

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材の育成をしていく必要があります。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。</li> <li>●ボランティアに関する学習の場などに積極的に参加します。</li> <li>●ボランティアに参加する家族に対して、家庭内での理解を示した上で、温かく見守ることを大切にします。</li> <li>●地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス事業所では、ボランティアを受け入れる際、ボランティア活動の受益者に対する心得に配慮しながら、参加を促すとともに、継続的な参加につながる環境づくりに努めます。</li> <li>●ボランティア団体では、活動に関する情報や参加機会に関する情報などを自ら発信し、活動の周知や仲間集めに努めます。</li> <li>●ボランティア団体では、参加しやすい環境を整えるため、団体運営や参加促進などの方法について学び、実践するよう努めます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内で活動するボランティア団体や活動内容、参加者の声などについて周知します。</li> <li>●ボランティア活動を始めやすい、また継続しやすい環境になるよう関係各課とさらなる連携を図り、関係機関と協働しながら支援をすすめます。</li> <li>●NPO 法人やボランティア団体などと協働しながら、地域における福祉課題の解決に向けた取組をすすめます。</li> <li>●ボランティア活動に活用できるよう公共施設の利用に配慮します。</li> </ul>

### 3 数値目標

#### (1) 必要な支援につながる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標	平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
地域包括支援センター 相談件数 * 地域包括支援センター：高齢者の総合相談窓口で高齢者の包括的な支援を行う機関	1,602 件	1,692 件	1,793 件
障害者在宅介護支援センターおよび障害児相談支援事業所 相談件数 * 障害者在宅介護支援センター：在宅の障がい者などの相談機関 * 障害児相談支援事業所：障がい児と発達の子どもの相談機関	3,552 件	1,700 件	2,000 件
地域ケア個別会議に参加した実関係機関数 * 地域ケア個別会議：何らかの課題を抱えた高齢者に対する支援を検討する会議	10 機関	4 機関	8 機関
障害者（児）地域自立支援協議会 研修会に参加した実関係機関数 * 障害者（児）地域自立支援協議会：地域の障がい福祉に関する協議を行うための協議会	29 機関	25 機関	29 機関

【担当：志免町子育て支援課】

指標	平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議の案件数 * 要保護児童対策地域協議会：何らかの課題を抱えた児童や保護者、妊婦に対する適切な保護・支援を図るための協議会	28 件	10 件	25 件

## 第2次志免町地域福祉計画

### (2) 安心して暮らせる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標		平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業  *認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業：事前に登録をした認知症の人が行方不明になったときに、協力者の方へ捜してメールを配信する事業	登録者数	14名	29名	53名
	協力者数	420名	613名	906名

【担当：志免町生活安全課】

指標		平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
防災メールまもるくんの登録者数  *防災メールまもるくん：県内の防災気象情報や避難勧告、徘徊・行方不明者の情報などを登録者に配信するシステム		925名	1,551名	2,500名

### (3) 参加が進む地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標		平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
認知症カフェの設置数  *認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える居場所で、情報交換や相談などを行う場所		3箇所	3箇所	4箇所

【担当：志免町子育て支援課】

指標		平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
リリーの利用者数  *リリー：志免町の中学生以上18歳未満の子どもなら誰でも利用できる居場所で、みんなが「安心して過ごせる・自分らしくいられる・自分の将来を見つける」場所		657名	728名	750名

## 第2章 第6次志免町地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。住民・地域・福祉サービス事業者・NPO等と共同して、地域福祉を推進することをめざしています。

地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、具体的な取組を定める「地域福祉活動計画」は車の両輪のような関係で、一体的に策定することで実効性の高い計画となります。

第1期福祉総合計画の基本理念である「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆」は、第1次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の理念が引き継がれています。志免町社会福祉協議会では、第5次地域福祉活動計画の基本目標を受け継ぎ、志免町の現状や課題を踏まえて第6次志免町地域福祉活動計画を策定しました。

なお、6年間という計画期間の中で取組の成果を上げるために、重点的取組を設定しています。

取組にあたっては、地域住民や関係機関等とも連携して取り組んでまいります。

### 1 重点的取組

#### 基本目標1：必要な支援につながる地域づくり

具体的取組：相談支援機能の充実

重点的取組：連携しながら相談支援をすすめる

内 容：多機関連携での相談対応

#### 基本目標2：安心して暮らせる地域づくり

具体的取組：安心して暮らせる支援の充実

重点的取組：地域での組織的な支援をすすめる

内 容：地域での支え合い活動の推進

#### 基本目標3：参加が進む地域づくり

具体的取組：地域での参加機会の推進

重点的取組：気軽に参加できる交流の場を広めていく

内 容：居場所づくり活動推進の支援

## (1) 多機関連携での相談対応

### 1) 現状・課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などから、人や地域とのつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は変化しています。それに伴い、複雑化・複合化した福祉課題を抱える人や世帯が増え、対象者別・分野別に整備された既存の制度では対応が困難な事例も出てきています。

### 2) 内容

個人や世帯の抱える複合的な課題などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように各種相談機関や関係機関と連携しながら、包括的な相談支援の体制づくりに努めます。

### 3) 進捗確認のための指標

進捗確認のための指標	平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
多機関連携で対応した 相談延べ件数	—	11	27

## (2) 地域での支え合い活動の推進

### 1) 現状・課題

生活基盤ともいえる地域での互助活動を充実させることが安心して暮らし続けるまちづくりにもつながります。これまで、主に町内会を単位として地域の状況にあわせた福祉活動を進めてきました。

見守りネットワーク活動については、支援が必要な人の情報共有や情報交換を行う場である「見守りネットワーク会議」を実施する町内会を把握し、活動への助言や支援を行ってきました。

第5次地域福祉活動計画でも重点項目として取り組んできましたが、福祉課題が複雑化・複合化していく中、地域から孤立している世帯、家族だけでは支えることが難しい認知症や障がいのある人、ひきこもりや生活に困窮している世帯など、今まで以上に見守りネットワーク活動が必要な方が増えていくと考えられます。

また、アンケートで現在の困りごととして挙がっていた「力仕事（家具の移動など）ができない」「機械類・電化製品の使い方や修理方法が分からない」といった日常生活でのちょっとしたお手伝いや一時的なお手伝いについては、一部の町内会で支援体制づくりが始まったばかりで、ニーズに応じた取組の整備が必要となります。

### 2) 内容

見守りネットワーク活動については、地域の状況や、活動主体である町内会の意向も組みながら、一人暮らし高齢者だけでなく支援が必要な世帯も見守っていけるような体制づくりに努めます。また、町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員、福祉推進委員、福祉協力員など見守りネットワーク活動を行う者の情報共有や学びの場をつくりま

す。地域ごとのニーズを把握しながら、生活支援活動の体制づくりに努めます。

### 3) 進捗確認のための指標

進捗確認のための指標	平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
見守りネットワーク 活動の対象者数	910	1,384	1,792
見守りネットワーク 活動への協力員数	575	631	817
生活支援活動に 取り組む団体の数	—	1	13

### (3) 居場所づくり活動推進の支援

#### 1) 現状・課題

交流の場に参加することで介護予防や生きがいづくり、顔の見える関係づくりを行うことができ、地域での支え合い活動の推進にもつながっていきます。身近なところで気軽に参加でき、住民同士が交流できる機会をつくるため、主に町内会を単位とした居場所活動を進めてきました。

平成10年から推進してきた「ふれあい・いきいきサロン活動」の継続支援はもちろんのこと、多様な主体が行う居場所活動、エリアを限定しない居場所活動、多世代交流ができる居場所活動など「新たな居場所活動」の立ち上げ・継続支援も行ってきました。

居場所活動については参加者の固定化、担い手の高齢化や負担が課題としてあがっています。町内会が行う居場所活動だけでなく、小規模な居場所活動も周知・啓発することで参加の選択肢が広がり、今まで居場所活動につながっていない方が参加する可能性があります。また、さまざまな主体が居場所活動を行うこと、担い手を育成することも負担の軽減につながり、居場所活動を継続させることにもつながります。

#### 2) 内容

町内会が行う居場所活動をはじめ、ボランティアやNPOなど、多様な主体が地域で取り組む交流の場の活動支援を行います。

また、サークルなど小規模な居場所活動の把握及び周知に努めます。

#### 3) 進捗確認のための指標

進捗確認のための指標	平成28年度 実績	令和2年度 見込み	令和8年度 目標値
地域の居場所活動数 (現在各町内会などで行っている「ふれあい・いきいきサロン」、「子育てサロン」をはじめ、町内会や住民団体、事業所などが実施主体となり、つながりの構築等を目的として定期的に開催される場)	47	63	69

## 2 取組の体系

課題	取組の柱	取組	活動
1. 必要な支援につながる地域づくり	わかりやすく身近につながる支援の充実	支援の情報をわかりやすく伝える	● 広報・啓発活動の充実
		相談支援の専門性や利便性を向上させる	● 訪問による相談支援
	相談支援機能の充実	連携しながら相談支援をすすめる	● 多機関連携での相談対応 ● 多機関連携を図るための情報交換会等への参加 ● 地域福祉活動者のネットワークづくり

※ 太枠は重点的取組。以下同じ。

課題	取組の柱	取組	活動
2. 安心して暮らせる地域づくり	安心して暮らせる支援の充実	隣近所などでの身近な支え合いをすすめる	● 地域福祉活動の周知・啓発
		地域での組織的な支援をすすめる	● 地域福祉活動の周知・啓発 ● 見守りネットワーク活動の推進 ● 生活支援活動の推進
		福祉事業の充実を図る	● 在宅福祉サービスの充実 ● 地域福祉事業の充実
	いのちを守る支援の充実	虐待防止などのための支援を強化する	● 見守りネットワーク活動との連携
災害時の地域支援に備える		● 災害ボランティアセンターの設置運営体制整備 ● 関係機関や近隣社協等との連携	

課題	取組の柱	取組	活動
3. 参加が進む地域づくり	学ぶ機会の充実	人権や福祉のことに学ぶ	● 学習の機会づくり
		福祉の制度や支援の方法について学ぶ	● 学習の機会づくり
	地域での参加機会の推進	気軽に参加できる交流の場を広めていく	● 周知・啓発 ● 活動支援 ● 担い手の養成
		地域の活動や行事に参加しやすくする	● 周知・啓発 ● 学習の機会づくり ● 担い手の交流の場づくり ● 活動支援
		ボランティア活動を参加しやすくする	● 周知・啓発 ● 活動者の育成 ● 活動支援 ● 環境整備

### 3 具体的な活動内容

第2節の取組の体系を受けて、具体的な事業・活動等をあげており、主な財源や協力・助成団体も明記しています。

なお、財源については以下のとおりになります。

<p>赤い羽根共同募金</p> 	<p>赤い羽根共同募金からの地域配分金</p> <p>赤い羽根共同募金は、毎年10月1日～12月31日までを運動期間として、全国的に行われる募金運動です。集まった募金の約75%は、募金をいただいた地域で使われており、残りの約25%は市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に、都道府県の範囲で使われています。</p> <p>また、募金の3%を災害時のボランティア活動に使うお金として積み立てています。</p>
<p>自主財源</p>	<p>介護保険事業で得た収益、および賛助会費や一般寄付など</p> <p>賛助会は、社会福祉協議会の活動にご賛同いただける方に会員になっていただくことで、地域福祉事業をご支援いただくものです。また個人・団体からのご寄付・ご香典の一部の寄付を受け付けています。この賛助会費やご寄付などは、社会福祉協議会が行う福祉活動に活用させていただきます。</p>
<p>受託金等</p>	<p>行政などからの業務委託費等</p>

(1) 必要な支援につながる地域づくり

1) わかりやすく身近につながる支援の充実

① 支援の情報をわかりやすく伝える

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金等	
広報・啓発活動の 充実	<p>高齢者や障がいのある方等にも配慮した文字や文章の工夫をし、読みやすい社協だよりやチラシ等の作成に努めます。</p> <p>インターネットやSNS等を活用し、情報発信に努めます。</p> <p>福祉活動や福祉に関する支援の情報、地域における福祉課題や活動など、情報を幅広く伝えます。</p> <p>町内会行事や出前ふくし講座等を通して、分かりやすく情報を紹介します。</p>	○	○	○	町内会、 福祉サービス 事業所等

2) 相談支援機能の充実

① 相談支援の専門性や利便性を向上させる

活動	内容	財源			連携する 団体など
		赤い羽根	自主	受託金等	
訪問による 相談支援	<p>相談支援が住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、必要に応じて福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型（訪問相談）の支援をすすめます。</p>		○	○	社会福祉法人、 福祉サービス 事業所等
対面以外の 相談支援	<p>相手に状況に応じ、メール等も活用した相談支援に努めます。</p>			○	—

第6次志免町地域福祉活動計画

② 連携しながら相談支援をすすめる

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金等	
多機関連携での 相談対応	多様な関係機関と連携し、複雑化・複 合化した課題の解決に努めます。		○	○	志免町、 社会福祉法人、 福祉サービス 事業所等
多機関連携を 図るための情報 交換会等の参加	必要な際に多様な関係機関と連携が図 れるよう、情報交換会等に参加し、顔 の見える関係づくりに努めます。		○	○	志免町、 社会福祉法人、 福祉サービス 事業所等
地域福祉活動者 のネットワーク づくり	地域において相談支援に携わる人同士 の連携が図れるよう、交流会や勉強会 の機会を設けます。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

## (2) 安心して暮らせる地域づくり

### 1) 安心して暮らせる支援の充実

#### ① 隣近所などでの身近な支え合いをすすめる

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金等	
地域福祉活動の 周知・啓発	社協だよりや出前ふくし講座等を通して、地域の支え合い活動をはじめとする地域福祉活動の大切さを周知・啓発します。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

#### ② 地域での組織的な支援をすすめる

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
地域福祉活動の 周知・啓発	社協だより等をはじめ、町内会行事や出前ふくし講座等を通して、地域の支え合い活動をはじめとする地域福祉活動の大切さを周知・啓発します。 地域福祉活動者の意識向上や理解を深めるため、研修や交流会を行います。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等
見守り ネットワーク 活動の推進	町内会単位で見守りや安否確認活動をすすめる見守りネットワークの組織化を推奨し、活動支援を行います。 見守り活動者の意識向上や理解を深めるために研修等を行います。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等
生活支援活動の 推進	ゴミ出しや電球交換等、日常のちょっとしたことができず、困っている人に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。			○	町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

③ 福祉事業の充実を図る

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
在宅福祉 サービスの充実	介護保険事業や障害者総合支援事業等の継続及び充実を図り、利用者の自立支援や生活の質の向上に努めます。		○	○	志免町、 福祉サービス 事業所等
地域福祉事業の 充実	社会情勢等の変化にあわせ、新しいニーズや潜在的なニーズを受け止め、対応していくように努めます。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

2) いのちを守る支援の充実

① 虐待防止などのための支援を強化する

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
見守り ネットワーク 活動との連携	平時の見守りネットワーク活動が緊急時にもつながるため、見守りネットワークの組織化を推奨し、活動支援を行います。 見守りネットワーク活動を行う中で、高齢者や認知症のある人、障がいのある人などに対する虐待の疑いがある場合は、関係機関に繋がります。	○	○	○	町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

② 災害時の地域支援に備える

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
災害ボランティアセンターの設置運営体制整備	近隣社協とも協力しながら災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行います。 災害ボランティアセンター運営マニュアルを定期的に見直します。		○		福岡県社協、 近隣社協、 志免町、 ボランティア等
関係機関や近隣社協等との連携	災害時の支援体制整備のため、関係機関や近隣社協と協議等を通して連携を図ります。		○		福岡県社協、 近隣社協、 青年会議所等

### (3) 参加が進む地域づくり

#### 1) 学ぶ機会の充実

##### ① 人権や福祉について学ぶ

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
学習の機会づくり	福祉に関する意識向上や地域福祉活動に関する理解を深めるために研修会などを開催し、福祉教育に努めます。 出前ふくし講座等、地域に職員が出向き勉強会を行います。 事業所や各種福祉団体から話を聞ける機会を設けるなどして、当事者の意見を聞ける場所を設けます。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

##### ② 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
学習の機会づくり	福祉に関する意識向上や地域福祉活動に関する理解を深めるために研修会などを開催します。 出前ふくし講座や認知症サポーター養成講座等、地域に職員が出向き勉強会を行います。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等

2) 地域での参加機会の推進

① 気軽に参加できる交流の場を広めていく

活動	内容	財源			連携する団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
周知・啓発	地域で行われる居場所活動を周知・啓発します。	○	○	○	町内会等
活動支援	地域で行われる居場所活動等の交流の場の支援を行います。 当事者やその家族等で構成する組織の活動支援を行います。	○	○		町内会、 各種福祉団体等
担い手の養成	地域で行われる居場所活動にあわせて、担い手の発掘や養成を行います。 多様な主体が行う居場所活動なども提案することで、新たな担い手を確保するよう努めます。	○	○	○	志免町、 町内会、 各種福祉団体等

② 地域の活動や行事に参加しやすくする

活動	内容	財源			連携する団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
周知・啓発	地域で行われる活動や各種福祉団体が行う活動などを周知・啓発します。	○	○		町内会、 各種福祉団体等
学習の機会づくり	地域福祉活動の担い手となる人たちに向けた研修会などを行います。	○	○		町内会、 民生委員・ 児童委員、 福祉推進委員等
担い手の交流の場づくり	町内会や各種福祉団体の親睦を深める場や機会をつくります。	○	○		町内会、 各種福祉団体等
活動支援	地域で行われる活動や当事者団体が行う活動などの支援を行います。	○	○		当事者団体等

## ③ ボランティア活動を参加しやすくする

活動	内容	財源			連携する 団体等
		赤い羽根	自主	受託金	
周知・啓発	ボランティアに関する情報収集に努めます。 ボランティア活動を行いたい人、ボランティアを必要とする人などへ情報を発信します。	○	○		ボランティア 連絡協議会、 志免町等
活動者の育成	ボランティアに関する講座を開催し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりやスキルアップを図ります。 新たなニーズに対応していくため必要なボランティア団体の組織化を支援します。	○	○		ボランティア 連絡協議会、 志免町等
活動支援	関係機関と協働しながら、福祉ボランティア団体の活動支援を行います。 ボランティアを必要とする人とボランティア活動を行う人をつなぐボランティアコーディネート機能の充実に努めます。	○	○		ボランティア 連絡協議会、 志免町等
環境整備	ボランティア活動を行う人同士が相互に研鑽したり、情報交換が行えるよう、交流の機会を提供します。 ボランティア団体の運営支援のため、会場の確保、助成制度の整備、他団体が行う支援の情報収集と発信等を行います。	○	○		ボランティア 連絡協議会、 志免町等

## 第3章 第8期志免町高齢者保健福祉計画

### 1 計画策定の趣旨

---

総論第2章で述べた「人口構成からみる本町の特徴」(6頁)にあるとおり、本町の高齢者は今後も緩やかに増加を続けることが推計されています。2020年から概ね10年間は後期高齢者が増加し、地域福祉の担い手が不足することが想定されます。

一方で、自然災害の増加や、感染症の発生などに対する住民の不安感はこれまでになく高まっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、重症化しやすいと言われていた高齢者は外出を控える傾向が顕著であり、実質的に閉じこもり状態に陥り心身の状況が悪化する高齢者の増加が懸念されます。

さらに、複合的な課題を抱える高齢者の増加や、公的福祉の対象ではなくとも日常生活に困っている人の増加などが課題となっており、本町の高齢者福祉をめぐる状況はこれまでとは異なる段階に移行しつつあると考えられます。

令和3年3月をもって現行計画である「志免町高齢者保健福祉計画」の計画期間が満了することから、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年までの本町の状況を見通しながら、地域の状況をこれまで以上に細やかに把握し、本町の抱える諸課題を解決する道筋をつけるために、新たに「第8期志免町高齢者保健福祉計画」を定めます。

### 2 今後の取組

---

#### (1) 必要な支援につながる地域づくり

生活習慣病の重症化や低栄養の状態は、認知症やIADL低下などのリスクとなり、医療や介護につながる原因となります。また、閉じこもり状態が続くと心身の機能低下等を引き起こし、要介護状態や、介護度が上がることが考えられます。

高齢者がいつまでも健康に暮らすためには、介護予防に取り組むとともに、認知症への対策を行い、早期段階から適切なサービスにつながるよう支援し、認知症になっても暮らし続けることができる地域の体制づくりを行う必要があります。

さらに、複合的な課題を抱える高齢者に対し、必要な支援が受けられるよう相談窓口の連携強化を図ります。

## 1) 高齢者の健康づくり

要介護状態になる原因は、主に脳血管疾患や認知症、高齢による衰弱といわれており、それらを誘発する高血圧や脂質異常などの生活習慣病を解消することが重要です。介護予防の観点からも、疾病の早期発見や生活習慣病の予防が極めて重要です。積極的に健診を受診してもらうよう、あらゆる機会を捉えて受診勧奨を行います。健診後は、健診結果により指導の必要な人に対し、生活習慣病の予防・重症化予防の保健指導を行います。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康に良い食事（バランスの良い食事）を心がけます。</li> <li>●まわりの人と話し、ふれあう場を持ちます。</li> <li>●自分に合った好きな運動、楽しい運動を定期的に続けます。</li> <li>●定期的に健診・がん検診等や予防接種を受け、健康管理に努めます。</li> <li>●定期的に体重や血圧を測り、体調管理に努めます。</li> <li>●困ったことがあればひとりで悩まず、民生委員や隣近所等、地域の人に相談します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康づくりを町内会やシニアクラブを通じてみんなで行えるように検討します。</li> <li>●町内会、シニアクラブに進んで参加できるような雰囲気づくりをします。</li> <li>●地域の中で声をかけ合います。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定健診、各種がん検診等の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。また、各種健（検）診の実施後は、生活習慣病重症化予防のため、事後指導や情報提供の充実に努めます。</li> <li>●地域住民の健康状態やニーズを踏まえた健康に関する講座等を実施し、高齢者の心身の健康に対する意識の向上を目指します。</li> <li>●生活習慣病重症化予防や身体機能の維持・向上のために、歩いて通える公民館等で運動を気軽に続けられるような教室の開催等、仲間づくりや運動する場所を提供し、運動の習慣化を推進します。</li> <li>●すべての高齢者を対象とし、地域において介護予防のための自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及、啓発や地域での自主的な介護予防活動支援を行います。</li> <li>●要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、要介護状態になることを予防するための事業等を実施します。</li> <li>●高齢者の実態を把握し、閉じこもり予防や介護予防の事業等を推進します。</li> <li>●心の健康づくりや自殺防止対策を推進します。</li> </ul>

## ① 介護予防事業対象者の把握事業

介護予防事業の対象者を把握し、要介護状態になることを予防するため、必要に応じて介護予防事業の参加につなげます。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

令和元年度に74歳・80歳になる方、令和2年度は80歳および健康状態が気になる方を訪問し、基本チェックリストの実施や状況の把握をしました。介護予防事業対象者に該当した方には健康課で実施している介護予防事業の案内を行うとともに、自宅でできる予防法を紹介しました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	訪問及び郵送による チェックリスト実施者数	人	843	813	820	550
イ	介護予防事業対象者 該当者数	人	167	244	250	150

※ 令和2年度は見込み（以下、同じ）

### 【今後の方向性】

今後も要介護状態になる前に介護予防事業につなぐなど、介入していきます。

## ② 高齢者通所型介護予防事業

主に介護予防事業対象者と判定された方に対して、運動・口腔・栄養機能向上及び認知症予防のためのプログラムを実施するため、町内の4つの医療機関に委託し、送迎付きの教室や体力測定を行い、評価しています。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

各教室20名を定員とし4医療機関の4教室で開催しました。年2回体力測定を実施し、卒業か継続かの判定をしています。コロナ禍の影響で事業が実施できなかった令和2年度は、対象者への自宅で行う体操等を紹介しました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	教室実施数	回	132	119	132	132
イ	教室参加者数（実人数）	人	68	52	60	60

### 【今後の方向性】

教室の対象者を介護認定を持っていない方とし、要介護状態となる期間を少しでも遅らせることができるよう今後も取り組んでいきます。

## ③ 高齢者予防接種事業

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の感染・発病、重症化防止を目的に、粕屋医師会や福岡県医師会等と契約し、県内の医療機関でインフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施しています。

## 【平成30年度～令和2年度の状況】

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の感染・発病、重症化防止を目的に、粕屋医師会や福岡県医師会等と契約し、対象者に対し県内の医療機関でインフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施しました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	広報掲載回数	回	6	3	5	4
イ	高齢者インフルエンザ対象者数	人	10,743	10,704	10,898	11,209
ウ	高齢者インフルエンザ予防接種率（接種者数／接種対象者数）	%	48.9	51.9	54	54
エ	高齢者肺炎球菌対象者数	人	2,347	2,473	2,314	2,410
オ	高齢者肺炎球菌予防接種率（接種者数／接種対象者数）	%	29.8	10.4	20	20

## 【今後の方向性】

関心がない方や制度を知らない方にも接種を促していきます。

## ④ 高齢者地域生きがいづくり支援事業（うきうきルーム）

自宅から歩いて通える地域の公民館で、軽運動や脳トレーニングを通して、健康づくりや介護予防につなげることを目的とします。

## 【平成30年度～令和2年度の状況】

30町内会と保健センターで月1回～3回開催しました。令和2年度については、10月より保健センターのみで開催しました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	うきうきルーム開催数	回	446	402	421	423
イ	うきうきルーム参加者数（延べ）	人	6,748	6,187	6,540	6,345

## 【今後の方向性】

地域の健康課題と住民のニーズに合った内容で教室を展開して行くように取り組みます。

⑤ 高齢者はり・きゅう施術費助成事業

65歳以上の方の健康と福祉の向上につなげることを目的とし、はり・きゅう院で健康保険適用外の施術を受けた際に補助金を支給する事業です。

【平成30年度～令和2年度の状況】

平成30年度より申請方法を個人申請のみとしたことで、適正な利用を徹底することが出来ています

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	支給決定回数	回	1,308	1,141	1,200	1,250
イ	利用者数	人	87	83	90	95

【今後の方向性】

今後も適正な利用申請が行われるよう、継続して事業に取り組んでいきます。

## 2) 認知症に対する取組

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の人数は今後ますます増加することが見込まれます。要介護状態や認知症になっても地域で暮らし続けるためには、本人や家族が必要な支援を受けることにつながる相談・支援体制づくりが必要です。令和元年6月に取りまとめられた国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

主 体	行動目標
自 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段から、まわりの人を気遣い、見守るよう心がけます。</li> <li>● 連絡先を壁に貼っておく等、緊急時のことを想定して準備しておきます。</li> <li>● 普段から近所づきあいを大切にします。</li> <li>● 異変を感じたらなるべく早く病院に行き、相談するよう心がけます。</li> <li>● 認知症について学び、健康管理をします。</li> </ul>
共 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症サポーター養成講座に参加します。</li> <li>● 普段と違う様子だった場合は、速やかに適切な機関に連絡できるよう、普段から気遣います。</li> <li>● 地域で暮らしている認知症と思われる人の様子を把握しておきます。</li> </ul>
公 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症についてあらゆる機会を通じて周知することに努めます。</li> <li>● 認知症初期集中支援チーム等により、早期段階から適切なサービスにつながるよう支援します。</li> <li>● 認知症に対する地域住民の理解を深めるため、講演会や認知症サポーター養成講座の開催、出前講座等により啓発します。</li> <li>● 認知症サポーターを実践の活動につなぐなど、認知症の方やその家族を地域で支援する体制を構築します。</li> <li>● 認知症の方も参加できる認知症カフェ等の「つどい場」の充実を支援し、認知症高齢者を介護している家族が同じ境遇の人や地域の人と交流することで負担感の軽減につなげます。</li> <li>● 徘徊高齢者の捜索を円滑に行い早期発見につなげるよう、認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク（徘徊高齢者探してメール）の活用を図ります。</li> <li>● 町民向けの講演会や成年後見制度に関する勉強会等、あらゆる機会を通じて認知症高齢者に対する権利擁護の啓発に努めるとともに、成年後見制度等の理解と普及に努めます。</li> </ul>

## ① 認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対する理解を広め、見守り・支援のネットワークを構築しています。認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーターのスキルを向上させるための研修会等を開催しています。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

地域や小学校にて認知症サポーター養成講座を継続して開催しました。

また、認知症サポーターのフォローアップとして平成30年度は認知症サポーターの活動についての講演会を行い、令和元年度には認知症の一般啓発も兼ねて映画の上映会を開催しました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	認知症サポーター年度別延べ養成人数：地域	人	343	283	300	300
イ	講座回数	回	9	5	6	5
ウ	志免町キャラバン・メイト連絡会議	回	2	2	2	2

### 【課題】

現在のところ、認知症サポーターの自主的な活動等には至っていません。また、若い世代の認知症サポーターの養成が少ないことが課題となっています。

### 【今後の方向性】

チームオレンジの立ち上げに向けて、ステップアップ講座を開催し、認知症サポーターが地域で活躍できるよう支援の充実を図ります。また、若い世代の認知症サポーターを養成できるように、周知啓発を継続して行います。

## ② 認知症高齢者等支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期診断、容態に応じた適時・適切な医療・介護につなげる支援を行うとともに、地域住民及び認知症支援関係者とともに、見守り支援や居場所づくり活動に取り組めます。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

認知症の方やその家族、地域の方等からの相談は増えており、認知症初期集中支援チームのチーム医・チーム員を増員し、チームが安定して稼働するよう連携を図りました。

認知症高齢者等徘徊SOSネットワークのメール配信システムへの登録の呼びかけや周知活動を継続して行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	認知症初期集中支援チーム検討委員会開催回数	回	2	1	2	2
イ	認知症初期集中支援チーム活動延べ件数	件	22	32	35	35
ウ	認知症高齢者SOS登録数	人	23	27	29	35

#### 【課題】

相談内容の多様化・複雑化に対応するため、さらに関係機関との連携を強化することが今後の課題です。

#### 【今後の方向性】

今後も地域や認知症医療センター、その他関係機関等と連携しながら、総合的な支援を行います。また、認知症初期集中支援チームや認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの広報活動等を継続して行っていきます。

### ③ 高齢者成年後見制度利用支援事業

身寄りのない判断能力が低下した高齢者等の権利や財産を守るために、成年後見制度の利用を支援します。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

身寄りがいないなどの理由により、成年後見制度の町長申立が出来ない高齢者の権利擁護のため、平成30年度は1件、令和元年度は1件の町長申立を行いました。また、制度の普及啓発のために、平成30年度、令和元年度は、実際に後見人として活躍している司法書士を講師に招き講演会を行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	成年後見制度の町長申立件数	件	1	1	1	1
イ	成年後見制度の町長申立相談件数	件	6	3	3	3
ウ	成年後見制度講演会	回	1	1	1	1

#### 【課題】

町内在住の65歳以上を対象としたアンケート結果で、成年後見制度を知らないと回答した割合が45.2%とほぼ半数であり、普及啓発が十分とはいえない現状が課題です。

#### 【今後の方向性】

高齢化に伴い判断能力が低下した独居高齢者が増加していくなかで、成年後見制度はさらに重要となるため、今後も継続して成年後見制度を理解し、広く知ってもらえるよう、広報・ホームページ等により啓発を行っていきます。

### 3) 穏やかで安らぎのあるまちづくり

医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、地域課題も多様化しています。

高齢者が介護を要する状態になっても、最期まで住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、高齢者のニーズに対応したサービスを提供し、相談機能の充実や関係機関との連携を図ります。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困ったことがあれば、ひとりで悩まず、地域包括支援センター等に相談します。</li> <li>● 連絡先を壁に貼っておく等、緊急時のことを想定して準備をしておきます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段と違う様子だった場合は、速やかに適切な機関に連絡できるよう、普段から気遣います。</li> <li>● 困りごとのある高齢者を相談窓口や関係機関につなげるように努めます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。</li> <li>● 福祉サービスの周知に努め、普及を図ります。</li> <li>● 高齢者や認知症等のある人に対する虐待や、配偶者等からの暴力に関する問題について、広報啓発活動の充実を図ります。</li> <li>● 地域からの虐待や配偶者等からの暴力に関する連絡に対し、速やかに対応できる体制づくりに努めます。</li> </ul>

#### ① 高齢者在宅相談事業

おおむね65歳以上の高齢者及びその家族等に対し、介護保険サービス、高齢者サービス等の総合的な相談に応じ、適切な支援が受けられるように、地域や関係機関（医療機関、介護保険事業所、保健福祉事務所、役場内の他の部署等）との連絡調整及び相談助言を行います。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加などにより、相談件数は増加しました。

また、相談内容も多様化・複雑化しており、一度の相談では対応できず、様々な関係機関との連携を要するケースが増加しています。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	年間実相談者数	人	1,382	1,506	1,528	1,570
イ	年間延べ相談件数	件	1,628	1,668	1,692	1,740

**【課題】**

相談内容の多様化・複雑化に対応するため、さらに地域や関係機関との連携を強化することが今後の課題です。

**【今後の方向性】**

適切な制度・サービスにつなげられるよう、関係機関と協力して相談支援を行っていきます。

**② 高齢者地域ネットワーク事業**

高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らせるよう、地域や関係機関との連携を図り、ネットワークづくりや介護支援専門員の支援等を行います。

**【平成30年度～令和2年度の状況】**

地域ケア個別会議の充実を図るため、先進地への視察を行い、助言する専門職を増やすことで、より効果的な助言を得られるようになりました。

在宅医療の推進については、専門職や地域住民など、町全体で在宅医療や看取りへの理解を深めるため、多職種連携研修会や講演会を開催し、医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を構築するために、糟屋地区1市7町で粕屋医師会に在宅医療・介護連携推進事業の業務委託を開始しています。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	地域ケア会議開催回数	回	16	9	8	8
イ	地域の介護支援専門員の相談件数	件	265	317	322	331
ウ	予防給付の委託担当者会議出席回数	回	242	288	292	301
エ	多職種連携研修会開催回数	回	4	4	3	3

**【課題】**

地域ケア個別会議で地域の課題を抽出し、地域ケア推進会議にて検討しましたが、政策形成には至りませんでした。

また、多職種連携研修会などを開催しているものの関係機関との連携がまだ十分でないことが課題です。

**【今後の方向性】**

抽出された地域課題を整理し、地域づくりや政策形成につなぐことができるよう、地域ケア会議の充実を図ります。

また、医療・介護の連携強化を図るために、多職種連携研修会等を継続して行い、在宅医療や看取りへの理解を深め、切れ目ない支援ができる連携体制を作ります。

### ③ 高齢者外出支援サービス事業

外出困難なおおむね65歳以上で要介護1～5の認定者の方を対象に、外出の援助及び介護者の負担軽減を図るため、病院や公的施設を利用する場合にリフト車を運行して送迎を行う在宅サービスです。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

通院を目的とした利用者の利用希望日が重なり、日程の調整を要するケースが増加しました。

本事業は、自宅と目的地間の移送サービスであるため、入院や退院時にも利用できることから、今後も移動支援を必要とする方の増加が見込まれます。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	登録者数	人	75	79	89	90
イ	実利用者数	人	37	40	50	55

#### 【課題】

安全・安心な運行を継続するために、必要な措置を整理する必要があります。

#### 【今後の方向性】

今後も移動支援を必要とする方の増加が見込まれるため、周知・啓発の徹底を図るとともに、外出困難な人が安心して利用することができるよう、安全・安心な運行を行えるように努めます。

### ④ 在宅高齢者紙おむつ給付事業

在宅介護者に対する介護負担軽減を目的として、紙おむつが常時必要な方に紙おむつの配達（現物給付）を行うサービスです。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

要介護3以上などの要件を満たす方に対し、ひと月5000円を上限に紙おむつの給付を行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	紙おむつ給付事業 決定者数	人	92	78	72	75

#### 【課題】

国の補助縮小に伴い、サービス内容の見直しを行う必要があります。

#### 【今後の方向性】

サービス内容の見直しを行うとともに、必要な人がサービスを利用できるようにするため、周知・啓発の徹底を図ります。

⑤ 高齢者等住宅改造費助成事業

在宅で生活している要介護認定者が自立した日常生活を過ごすため、住宅改修を行う場合にその改修費の一部を助成します。

【平成30年度～令和2年度の状況】

平成30年度、令和元年度、令和2年度に1件の申請がありました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	支給決定数	件	1	1	1	2

【今後の方向性】

介護者の在宅介護での経済的負担軽減となるため、引き続きサービスを継続します。

⑥ 高齢者食の自立支援サービス事業

介護保険認定や障害者手帳をお持ちの方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等支援が必要な方を対象に、安否確認を目的としてお弁当の配達を行う事業です。

【平成30年度～令和2年度の状況】

見守り安否確認が必要な要件を満たす方に対し、1食250円を限度に補助を行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	配食受給（決定）者数	人	61	62	66	70
イ	申請者数（各年度末現在）	人	63	66	68	72

【課題】

委託事業者が減少し3社となってしまったため、配食事業者の確保が必要です。

【今後の方向性】

委託事業者確保のために募集内容の見直しを検討するとともに、安否確認を確実にできるよう、委託業者とのさらなる連携強化に努めます。

⑦ 高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置するサービスです。緊急事態発生時、協力員（近隣の住民等）への訪問依頼、救急車の要請、家族への連絡等、迅速な救助活動を行います。

また、月に1回利用者に委託業者から電話連絡による安否確認を行います。

【平成30年度～令和2年度の状況】

プロポーザルによる委託業者の選定・契約を行いました。  
従来の通報システムに加えて人感センサー機能を追加しました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	登録件数（年度末現在）	件	36	37	38	50
イ	利用者が緊急通報した件数	件	9	13	15	20
ウ	利用者が相談・連絡した件数	件	47	163	170	200

【課題】

今後も必要な方がサービスを利用できるようにするため、引き続き周知啓発を行う必要があります。

【今後の方向性】

見守りの必要性の高い町民が安心して暮らすことができるよう、今後もサービスの周知を図ります。

⑧ 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待を防止するため、地域包括支援センターや関係課、関係機関等と連携し、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止、早期発見の取組を行っています。

【平成30年度～令和2年度の状況】

通報や相談があった場合は聞き取りや訪問等により虐待状況の確認・判定を実施しています。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ア	通報・相談受付件数	件	3	3	3

【今後の方向性】

虐待の通報があった際に迅速に対応できるよう、引き続き地域包括支援センターや他関係機関との連携を図ります。

## (2) 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、防災、防犯に対する取組を推進するとともに、地域全体で支える仕組みが必要です。

近年、日本各地で大規模な災害が頻発し、町民に大きな不安を与えています。

また、災害だけではなく、高齢者を狙った犯罪や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、高齢者の安全・安心を脅かす状況は多岐にわたります。

本町で暮らす高齢者が安全に安心して暮らせるよう取り組んでいく必要があります。

### 1) 地域での支え合い

支援を必要とする高齢者が増え続ける一方で、支え手となる現役世代が減少していくことから、公的サービスだけではなく、地域で暮らす人たちが共に支え合うことが重要です。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けを求めます。</li> <li>●積極的にあいさつや声かけをする等、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。</li> <li>●町内会やシニアクラブ等の地域活動に参加・協力します。</li> <li>●隣近所に気にかかる人や困っている人がいたら、身近なつながりの中で支え合い、助け合っていくために、町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員等による見守り活動に協力します。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守り活動や地域活動を通して、地域の状況の把握に努めます。</li> <li>●町内会やシニアクラブ等の地域活動や行事への参加を呼びかけます。</li> <li>●避難が困難な高齢者や障がいのある人のための避難支援体制の構築に努めます。</li> <li>●地域住民が防災・減災に取り組める環境づくりを推進し、「共助意識」の高揚を図ります。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯等、支援が必要な人や世帯の見守り活動の推進を支援します。</li> <li>●ごみ出しや買物・通院等の外出等、日常生活が十分にできず、困っている人や家族に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。</li> <li>●迅速かつ的確に対応するため、防災体制の充実強化を図ります。</li> <li>●災害時避難行動要支援者への支援体制を構築し、推進します。</li> </ul>

### ① 生活支援体制整備事業

多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを目指し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等のコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」及び、地域住民と関係機関が地域の情報を共有し、話し合う場となる「協議体」の設置により、住民同士の支え合いの体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備します。

## 第8期志免町高齢者保健福祉計画

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

生活支援コーディネーターが地域のニーズ実態調査や資源開発等を中心に活動しました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	活動回数（会議等）	回	8	3	4	6

### 【課題】

地域のニーズ把握・資源開発が進むように継続して支援を行う必要があります。

### 【今後の方向性】

生活支援コーディネーターと協力し、多様な主体によるサービスや住民同士による支え合い体制の構築を継続して推進します。

## ② 敬老行事地域活動支援事業

敬老行事を実施する町内会に対してその経費の一部を補助します。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

30町内会に敬老行事補助金の支給を行いました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	補助を行った町内会数	町内会	30	30	30	30
イ	敬老行事参加高齢者数	人	2,008	1,968	2,500	2,600

### 【課題】

健康上の理由以外で参加されない方がいるため、町内会へ敬老行事の参加呼びかけを行うようお願いする必要があります。

### 【今後の方向性】

町内会が敬老行事を継続して開催できるよう、引き続き支援していきます。

## ③ 敬老祝金給付事業

本町に住所を有する高齢者に対し、敬老の意を表し、敬老祝い金を支給し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

住民基本台帳に記載されている満77歳、満80歳、満88歳、満90歳、満99歳の方及び満100歳以上の方へ敬老祝い金を支給しました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	対象者数	人	1,162	1,135	1,287	1,600

**【課題】**

対象者の見直しが必要です。

**【今後の方向性】**

事業を安定して継続していくためにも、対象者等、事業の内容について見直していきます。

**④ 高齢者見守り活動推進事業**

高齢で支援が必要な人を早期に把握し、具体的な支援につなげたり、地域社会において孤立することなく安心して地域で生活できるよう、高齢者の見守り活動を推進するため、希望する関係団体（社会福祉協議会及び町内会）に対し、70歳以上の単身者及び75歳以上のみ世帯の高齢者の情報を提供します。

**【平成30年度～令和2年度の状況】**

平成30年度は11団体、令和元年度14団体に対し、情報の提供を行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	会議の開催数	回	1	0	1	1
イ	情報の提供を行った町内会数	団体	11	14	15	18

**【課題】**

今後、関係団体に提供している高齢者の情報の活用方法等を把握し、提供する情報の見直しを検討する必要があります。

**【今後の方向性】**

引き続き希望する関係団体に情報を提供し、見守り活動を支援します。

**⑤ 災害時要援護者支援対策事業**

大雨や地震等の災害が発生した際に的確に対応できるよう、災害時要援護者の援護活動を行うため、平成22年度に災害時要援護者支援計画を策定し、平成26年度には、要援護者の該当リストである避難行動要支援者名簿を作成しています。これらを活用して、避難支援の対象者への災害を想定した事前の支援や発生後の救援活動が迅速に行えるようにします。

【平成30年度～令和2年度の状況】

地域防災計画の改定に併せて、対象要件の見直しを行いました。

名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ア	避難行動要支援者名簿掲載者数	人	5,506	1,088	1,088
イ	要援護登録者数	人	45	40	60

【課題】

障がい者や高齢者など要援護者の人への防災対策が大きな課題です。

【今後の方向性】

対象要件の見直しを行い、登録者の更新、自主防災組織との連携などを行い支援体制の充実を図ります。

### (3) 参加が進む地域づくり

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような地域づくりが必要です。

生きがいのあるまちにするためには、高齢者が気軽に集い、多くの人と触れ合うことができる交流の機会づくりにも取り組んでいきます。

#### 1) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

高齢者の持つ知識と経験を以て地域を支えるシルバー人材センターの活用や雇用の場の確保によって高齢者の働く場を確保していく必要があります。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●趣味や活動等、楽しみを持ちます。</li> <li>●現役時代に築いた技術、能力を生かすよう心がけます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や町内会で行われている活動や行事の意義について周知します。</li> <li>●町内会の活動や行事に参加しやすい雰囲気づくりを心がけます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の自主的な福祉活動の推進、社会参加の促進、交流づくりの場の拡充を図ります。</li> <li>●今後も多くの高齢者が就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、支援します。</li> </ul>

## ① シルバー人材センター運営補助事業

高齢者が現役時代に築いた技術・能力を社会に生かすことにより、就労を通じて生きがいづくりや健康増進を図るためにシルバー人材センターの活動を支援しています。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

シルバー人材センターのPRや、会員増員等の支援及び補助金の交付事務を行い、独自事業として物品販売を行う店舗建設のための費用負担を一部町が行いました。

名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア 会員数（年度末）	人	295	283	310	300

### 【課題】

会員の減少に伴い、会員の確保が課題となっています。

### 【今後の方向性】

高齢者が就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、加入促進を図るため、活動事業を支援します。

## 2) ふれあいと交流のあるまちづくり

生きがいのあるまちづくりには、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩いの場の創出が欠かせません。今後も世代を超えた交流事業を実施するなど、ふれあいと交流のまちづくりを推進していきます。

主 体	行動目標
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会等の地域活動に参加・協力します。</li> <li>●シニアクラブに関心を持ち、参加・協力するよう心がけます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会、シニアクラブに進んで参加できるような雰囲気づくりを行います。</li> <li>●シニアクラブ等の各種団体の意義について周知します。</li> <li>●シニアクラブ等の地域の活動や行事に参加しやすい雰囲気づくりを心がけます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民の交流促進のため、交流の場の拡充や交流活動の促進を支援します。</li> <li>●各種イベントや事業を通じた社会参加や多世代交流を推進します。</li> <li>●今後も魅力あるシニアクラブづくりや参加促進のための支援を行っていきます。</li> </ul>

## ① 地域公民館活動支援事業

各町内会の町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした、自治公民館が行う教育、学術及び文化に関する各種の事業・活動を支援する取組を行っています。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

公民館長会の実施や公民館主事連絡協議会の会議に参加し、意見交換を行っています。また地域公民館が行う通学合宿への助言・補助金交付事務等を行いました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	公民館補助金額	千円	13,290	11,460	12,000	11,550
イ	公民館長会議開催数	回	8	7	3	3
ウ	公民館主事会議開催数	回	8	7	8	8

### 【課題】

地域住民が参加しやすい公民館の活動や環境づくりが必要です。

### 【今後の方向性】

今後も、地域活性化につながるよう、公民館活動を支援していきます。

## ② 福祉バス貸出事業

町内の各種補助団体や町内会、町の執行機関等が行う調査、研究、見学等の活動に際し、移動手段としてバスを貸切りで利用することができます。

### 【平成30年度～令和2年度の状況】

近年では、毎年延べ117団体、約2,000人の利用がありました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	福祉バス利用人数	人	2,375	1,935	1,983	2,000

### 【課題】

より多くの団体に利用してもらい、団体活動を活発にできるよう、利用が少ない時期の利用を増やしていく必要があります。

### 【今後の方向性】

利用可能な団体に対して、事業の周知方法を検討していきます。

### ③ 巡回バス運行事業

町内公共施設、福祉施設等を利用する際の利便性を図るため、シーメイト・役場等を経路として町内を6コースに分け3台のバスで1日24便運行し、利用者はだれでも無料でバスを利用することができます。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

近年では毎年延べ80,000人以上の利用がありました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	巡回バス利用者数 (延べ人数)	人	85,651	82,330	85,700	85,000

#### 【課題】

一人でも多くの町民が有効に活用できるよう、利便性向上のため、調査・研究が必要です。

#### 【今後の方向性】

地域公共交通に係る専門部署を設けて、巡回バスを運行するとともに、時代やニーズにあった町内の交通手段について、調査・研究します。

### ④ シニアクラブ連合会活動支援事業

シニアクラブ会員の教養の向上、健康の増進及び地域社会との交流を図るため、シニアクラブ連合会への支援を行います。

#### 【平成30年度～令和2年度の状況】

活動の広報やホームページでの周知、定期総会、大会の開催の支援に加え、活動に対する補助金の交付も行いました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	連合会加入シニアクラブ数 (各年度当初)	団体	15	14	15	15

#### 【課題】

高齢者人口の増加に対して、連合会加入クラブ数は減少傾向にあるため、継続して支援する必要があります。

#### 【今後の方向性】

シニアクラブのPRを広報等で取り上げることによって、地域の担い手となる会員の増員やシニアクラブがない地域での団体発足、連合会への加盟を促し、シニアクラブの活性化の支援に継続して努めます。

⑤ 地域シニアクラブ活動支援事業

地域のシニアクラブに参加することによって、毎日を健康でいきいきと過ごすことができるように、シニアクラブに補助金を交付しその活動を支援しています。

【平成30年度～令和2年度の状況】

会員募集のため、広報・ホームページでの周知を行い、シニアクラブがない地域での団体発足・連合会加盟について支援を行いました。

	名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ア	地域シニアクラブ数 (連合会未加入含む)	団体	17	17	18	18
イ	地域シニアクラブ会員数 (連合会未加入含む)	人	1,034	1,009	1,035	1,035

【課題】

各クラブで、会員数の減少、会員の高齢化、役員のみ手不足といった課題があります。

【今後の方向性】

町の広報・ホームページ等でシニアクラブの周知を図ります。それにより会員数増加を目指すとともに、シニアクラブがない地域での団体発足・連合加盟について継続的に支援していきます。

## 第4章 志免町障がい者プラン

### 第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画

#### 1 計画策定の趣旨

---

平成28年5月に成立した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律では、障がい者が自ら望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。

また、平成30年3月には国の「障害者基本計画（第4次）」が策定され、令和2年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われました。

本町では、平成27年3月に「志免町障がい者プラン 第4期志免町障がい福祉計画」を策定し、平成30年3月には障がい福祉計画部分の計画満了に伴い、「第5期志免町障がい福祉計画・第1期志免町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

この度、前計画である「志免町障がい者プラン」及び「第5期志免町障がい福祉計画・第1期志免町障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、前計画期間中における取組の成果を踏まえ、新たに「志免町障がい者プラン」と「第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。障がい者の自立に関する新たな数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施を図ります。

## 2 今後の取組

---

### (1) 必要な支援につながる地域づくり

#### 1) 生活支援

国の施策において、「ノーマライゼーション」の実現、つまりは、障がいの有無によって分け隔てなく、個性を尊重する共生社会の実現が求められ、地域でともに生きていこうとする人が増えてきています。

一方、障がい福祉に関する調査結果では、町全体で障がいへの理解が深まっていると思うと回答した人の割合は全体の 23.0%に留まっており、さらに、障がい種別によってその割合が大きく異なっています。

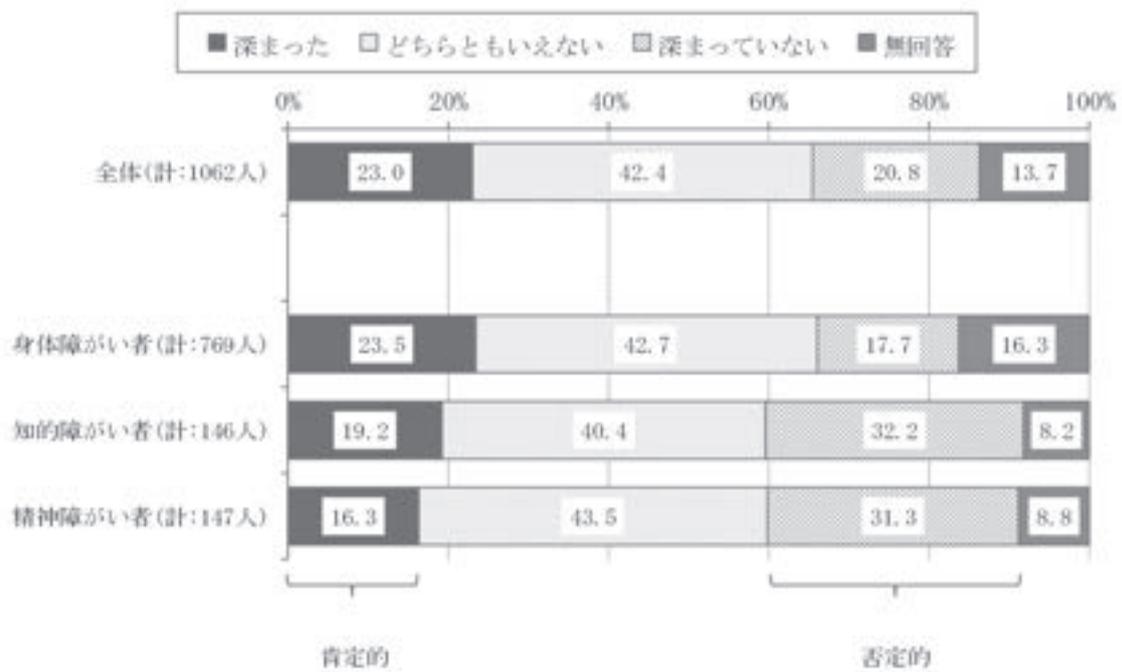
障がいの部位、程度によっては以前に比べ理解が進んでいる一方で、日常生活で交流する経験が乏しい障がい種別については、マスメディアやSNS、噂などの限られた情報からイメージを作り上げがちです。誤った情報から作り上げられた情報が私たちの中に差別や偏見の芽を育み、無自覚に差別や偏見をしてしまうこともあります。

こうした差別や偏見の芽を摘むには、理解と交流の促進が必要です。全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向け、平成 25 年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進める必要があります。

また、障がい者が気軽に相談できる窓口の確保・充実はとても重要です。障がい者にとっての相談先は多岐にわたります。今回の調査結果では「相談する人がいない」と回答された方は 3.1%であり比較的少なかったものの、たとえ少数であったとしてもこの結果を軽視してはなりません。

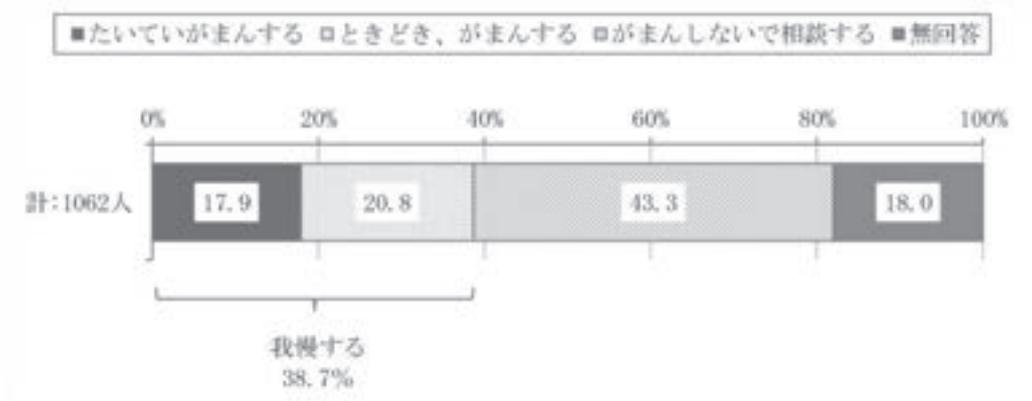
また、相談したいことを我慢することがあると回答した障がい者は約 4 割 (38.7%) 存在する事実も踏まえ、気軽に相談できる窓口をさらに周知するとともに、地域の方や各種団体と連携しながら、障がいのある人が地域で孤立しないよう十分に配慮していく必要があります。

図表 25 町全体で障がいへの理解が深まっていると思うか



資料：障がい福祉に関する調査

図表 26 相談したいことを我慢することがあるか



資料：障がい福祉に関する調査

取組	行動目標
学校教育における人権教育・福祉教育の充実	ノーマライゼーション社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。また、障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校における交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間関係の育成に努めます。
教職員の資質の向上と支援体制の充実	特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者の研修等を一層充実させ、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実に図ります。また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。
障がい者団体等の積極的活用	障がい者の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等の活用による人権教育・福祉教育の充実に努めます。
啓発イベントと交流の充実	福祉事業所や団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大を図ります。また、障がいのある方が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。
地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進	障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、町内会や子ども会育成会等が地域で行う行事等に、障がいのある方が積極的に参加し、交流がさらに広まるよう促します。
障害者差別解消法への対応	障害者差別解消法に基づき、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
相談支援体制の充実	障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実に図ります。 さらに町内外の各種相談機関との連携を図るとともに、広報紙等でのPRを充実することにより、利用を促進します。
地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	「糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。
障がい者の権利擁護の充実	日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実に図ります。 さらに、障がい者の地域移行を進める上で、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であるとの認識に立ち、地域における権利擁護の方策などについて検討します。
介護給付体制の充実	居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実に図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していきます。

取組	行動目標
短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実	在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの利用促進に努めます。また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。
移動支援等の充実	障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、必要とされる方が適切に利用できる体制を整え、質の向上と必要量の確保に努めます。 また、重度の障がい者で行動障がいがある方に対する支援としては「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する支援としては「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。
入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	グループホームの入居等の体験機会及び場の提供、短期入所の利便性の向上等による緊急時受入体制の確保を進め、地域生活支援の拠点等の整備に努めます。
相談支援体制及び児童発達支援の充実	子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めたトータルな支援ができ、また保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービスなどの関係機関をつなぐことによる継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。 また、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスを、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。
障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実	発達に課題がある子どもや障がい児が、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園・幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。 また、障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場での支援に協力できるよう保育所等訪問支援サービスの充実を図ります。
療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	発達に課題がある子どもや障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。
教育相談・就学指導体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践	発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。
放課後等デイサービスの充実	学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立の促進を図ります。
障がい児とその保護者同士の交流の促進	障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを一人で抱え込み、地域の中で孤立してしまうことも少なくありません。障がい児とその保護者同士が交流の機会を持つことで、お互いの経験を活かし、いつでも気軽に相談しあえる関係づくりができるよう、保護者と町・関係機関との協働で交流の場を設け、交流の促進を図ります。

## (2) 安心して暮らせる地域づくり

### 1) 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、精神保健の分野については、適切な医療を確保するとともに、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要です。

#### ① 保健・医療・リハビリテーションの充実

取組	行動目標
障がい者の保健に関する情報提供と特定健診の受診勧奨	障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障がい者の受診を勧めます。
医療及びリハビリテーションの充実	身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA、精神障害者手帳1級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図ります。 症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や町内周辺の医療機関との連携により、適切な医療及びリハビリテーションにつなげ、治療と二次障がいの予防に努めます。

#### ② 精神保健対策の充実

取組	行動目標
啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により利用の促進を図ります。
精神障がい者の地域移行、地域生活継続のための支援	精神科病院をはじめ、相談支援事業所、福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図りながら、長期在院者の円滑な退院促進を図るとともに、地域生活への移行を円滑に進めます。

## ③ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取組	行動目標
妊産婦に対する保健事業の充実	妊娠初期から異常の早期発見、安全な出産が行えるように妊婦健康診査に対する助成や妊婦に対する相談、特定妊婦等への訪問指導等の充実に努めます。
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談、子育て支援教室等でのフォロー、医療機関への受診勧奨を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進	特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、平成26年度に施行した町の健康増進計画「健康しめ21」に基づき、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	心の健康増進やストレス対策として、精神保健福祉士による相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

## 2) 生活環境

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保され、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

21世紀のまちづくりは、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的な妨げになるものを取り除くバリアフリーだけではなく、共に生きるというノーマライゼーションの理念を社会共通のこととしてさらに浸透させなければなりません。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がい者等に配慮することを特別なこととはせず、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちの形を創出することが求められています。もちろん、このような福祉のまちづくりの取組は行政のみで実現できるものではなく、町民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する町民の認識を深めていく必要があります。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努め、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

また、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進める必要があります。

取組	行動目標
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、歩行帯の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。
ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実	ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、町民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、町民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や町ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。
「障がい者福祉のしおり」の定期的な更新	現在、障がい者手帳取得の際に配布している、障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「障がい者福祉のしおり」をより分かりやすいものになるよう見直し、制度改正等に合わせて定期的に更新します。
町ホームページのウェブアクセシビリティの確保	町のホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティを確保します。
コミュニケーション支援とその担い手の確保	聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員等の育成及び要約筆記者の派遣に努めます。
障がい者への虐待防止	障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。
障がい者の権利擁護の充実	関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

### 3) 防災・防犯

近年、日本各地で大規模な災害が頻発し、町民に大きな不安を与えています。

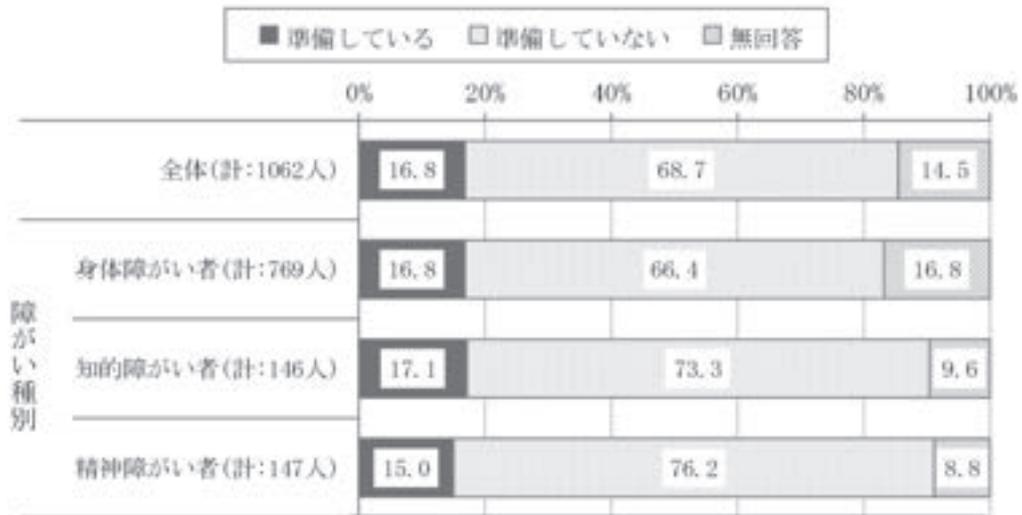
調査結果によれば、障がいのある人が災害に備えて準備をしていない割合は 68.7% となっており、ほぼ7割に達していることが分かります。特に、知的障がい者(73.3%)、精神障がい者(76.2%)はその割合がさらに高くなっています。

また、災害時にひとりで避難「できない」「わからない」と回答した障がい者は過半数(52.5%)になっており、特に知的障がい者の4人に3人(74.0%)は、ひとりで避難することが困難であることが分かります。

災害時要援護者と言われる高齢者や障がい者等は、災害に対して特別な支援を必要としています。地域社会全体での防災対策の充実を図ることはもちろん、要援護者の視点での対策もまた喫緊の課題となっています。

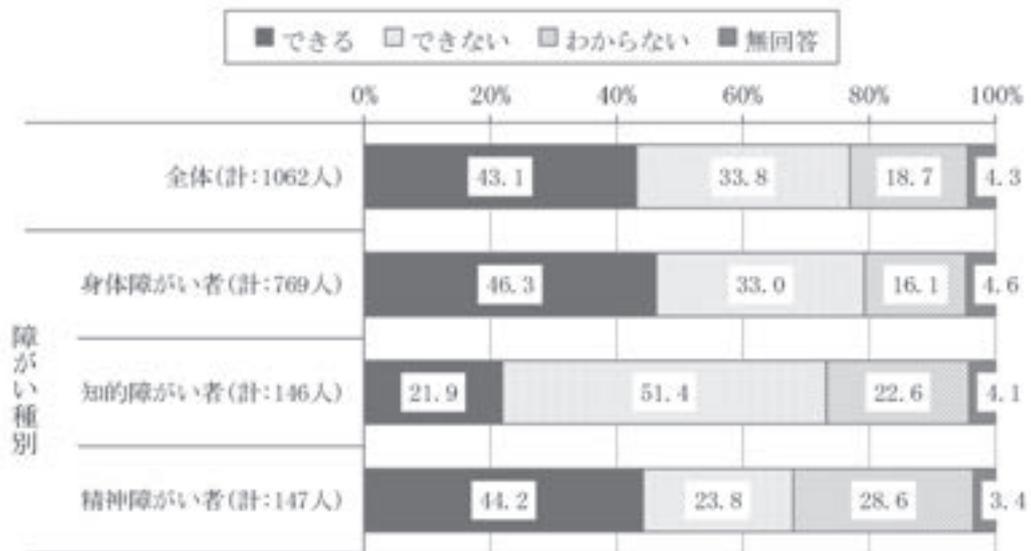
また、障がい者が犯罪等のトラブルに巻き込まれないようにするためには、障がい者自身の防犯知識や意識の向上が必要ではありますが、警察や消費生活センターなど専門機関と連携しながら、地域での見守りなど地域全体での防犯意識の高揚も必要となります。

図表 27 災害に対する備えをしているか（障がい者）



資料：障がい福祉に関する調査

図表 28 災害時にひとりで避難できるか



資料：障がい福祉に関する調査

取組	行動目標
災害の知識及び対処法についての啓発・広報	平時から町の広報紙、ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。 また、災害時要援護者登録制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。
災害時要援護者の情報把握と関係機関との連携	災害時要援護者支援台帳の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。
緊急通報受理体制の整備充実	障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。
地域防災における連携	自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織に対する育成に取り組めます。 また、町民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。
福祉避難所の整備	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めます。また、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などを対象とした避難所の確保に努めます。
災害時要援護者参加の防災訓練の実施	地域で実施する防災訓練において、消防団やボランティア等の参加を得て、災害時要援護者の避難誘導訓練の実施を図ります。
防犯対策の充実	自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。 また、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。
消費者トラブルの防止	障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。

### (3) 参加がすすむ地域づくり

#### 1) 文化芸術活動・スポーツ等

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しなければなりません。

取 組	行動目標
文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場を提供します。
各種イベント等への参加促進	町や関係機関が主催する各種行事・イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。
障がい者スポーツの参加促進	「福岡県身体障がい者スポーツ大会」や「ときめきスポーツ大会」(知的障がい者のスポーツ大会)、また地域で開催する「糟屋地区身体障がい者体育大会」や「グラウンドゴルフ大会」など各種大会の周知を行い、参加を促進します。 また、福岡県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できるスポーツ・レクリエーションへの参加促進に努めます。

## 2) 雇用・就業、経済的自立の支援等

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件(勤務時間・日数など)の多様化を図るとともに、周囲の方が障がい者を理解する必要があります。

### ① 障がい者雇用の促進

取 組	行動目標
事業主等への啓発・広報	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めています。また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。

② 障がい者のための総合的な就労支援

取組	行動目標
就労移行支援や就労継続支援の利用促進	就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。
就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、糟屋郡内の就労支援担当者との連携を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等や精神障がい者、発達障がい者等の雇用促進のために、障がいの正しい理解を求め、啓発・広報を行います。
就労定着支援の充実	ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。 また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。
作業所への支援	障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取組ます。

### 3 障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み

#### (1) 障がい福祉サービス等に関する数値目標

国の基本指針では、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る5項目の成果目標の一部見直しを含め、7項目の成果目標設定が求められています。本計画では、これまでの実績と本町の現状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

##### 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行することを目標としていましたが、令和元年度末までの地域生活移行者数は0人で、令和元年度末までの目標値に対する達成率は0%となっています。本計画では、国の基本指針に従い、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援します。

実績値	令和元年度末現在の施設入所者数	43人
目標値	令和5年度末の施設入所者数	41人
	令和5年度末までの地域生活移行者数	3人

#### « 施設 »



令和元年度末現在の施設入所者数  
43人 (A)



令和5年度末の施設入所者数  
41人 (D)=(A)-(B)+(C)

#### « 地域 »



目標① 令和5年度末までの地域生活移行者数  
3人 (B) ((A)の6.0%以上)

※ 新たな入所施設利用者数 1人 (C)

目標② 令和5年度末までの削減数  
2人 (A)-(D) ((A)の1.6%以上)

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した人の数。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
-----	--------------------------	------

※目標値は令和5年度。

【国の基本指針】

・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような様々な支援が求められます。本計画では、令和5年度末までに町内に1つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

目標値	町内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
-----	------------------	-----

※ 目標値は令和5年度。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保することを基本とする。

#### 4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とします。

実績値	令和元年度の年間一般就労移行者数	4人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	16人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	5人

※ 目標値は令和5年度。

##### 【国の基本指針】

・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

##### ② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	3人
-----	--------------------	----

※ 目標値は令和5年度。

##### 【国の基本指針】

・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

## 5) 障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

### ① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本町では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを基本とします。

目標値	児童発達支援センターの設置	1か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施

※ 目標値は令和5年度。

#### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを基本とします。

目標値	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
-----	-----------------------------	-----

※ 目標値は令和5年度。

#### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置することを基本とします。

目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	コーディネーターの配置	配置

※ 目標値は令和5年度。

#### 【国の基本指針】

・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## 6) 相談支援体制の充実・強化等【継続】

### ① 総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

### ② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを基本とします。

#### 【国の基本指針】

・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

## 7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【継続】

### ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

### ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

## (2) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向、国や県の方針等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。なお、表中の令和2年度は、令和2年11月までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間 / 月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日 / 月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

1) 訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

② 利用実績及び見込量

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	1,131	1,157	864	1,241	1,325	1,409
	人/月	55	61	64	65	69	73
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	90	90	90
	人/月	0	0	0	1	1	1
同行援護	時間/月	175	151	55	151	151	151
	人/月	7	7	7	7	7	7
行動援護	時間/月	0	20	20	20	20	20
	人/月	0	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	30	30	30
	人/月	0	0	0	1	1	1

## 2) 日中活動系サービス

### ① サービスの概要

名称	概要
生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

② 利用実績及び見込量

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,622	1,722	1,417	1,827	1,932	2,037
	人/月	78	82	83	87	92	97
自立訓練（機能訓練）	人日/月	18	27	8	45	45	45
	人/月	2	2	1	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	163	107	85	110	110	110
	人/月	10	5	7	5	5	5
就労移行支援	人日/月	432	303	269	360	400	440
	人/月	22	16	26	18	20	22
就労継続支援A型	人日/月	639	691	616	700	740	780
	人/月	31	33	38	35	37	39
就労継続支援B型	人日/月	1,165	1,505	1,418	1,800	2,000	2,200
	人/月	64	81	87	90	100	110
就労定着支援	人/月	2	3	3	3	3	3
療養介護	人/月	13	13	13	13	13	13
福祉型短期入所	人日/月	66	83	55	100	100	100
	人/月	11	10	16	10	10	10
医療型短期入所	人日/月	21	27	21	33	33	33
	人/月	5	5	7	5	5	5

### 3) 居住系サービス

名称	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納が無いか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	65	66	72	70	74	78
精神障がい者の共同生活援助	人/月	23	23	25	24	25	27
施設入所支援	人/月	43	43	43	42	42	41

### 4) 相談支援

名称	概要
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
計画相談支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

志免町障がい者プラン 第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援（地域移行支援）	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域相談支援（地域移行支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
地域相談支援（地域定着支援）	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域相談支援（地域定着支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	人/年	283	302	272	312	324	336

### (3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

#### 1) サービスの概要

名称	概要
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

## 2) 利用実績及び見込量

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	409	601	564	612	612	612
	人/月	71	88	96	90	90	90
放課後等デイサービス	人日/月	1,790	2,105	2,122	2,128	2,128	2,128
	人/月	145	158	200	160	160	160
保育所等訪問支援	人日/月	101	111	88	126	126	126
	人/月	48	67	53	70	70	70
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	3	3	3
	人/月	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	235	293	306	302	314	326

## 3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

	単位	実績	定量的な目標（見込み）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	45	45	45	45
認定こども園	人	5	5	5	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	45	45	45	45

## 4) 志免町内障がい児通所支援事業所件数

	単位	実績	定量的な目標（見込み）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	か所	5	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	か所	0	1	1	1
保育所等訪問支援	か所	2	2	2	2
放課後等デイサービス	か所	11	13	13	13

## (4) 地域生活支援事業の事業量見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

名称	概要
相談支援事業	障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。
日常生活用具給付事業	日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することで障がい者の権利擁護を図るサービスです。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行うものです。
訪問入浴サービス	寝たきり等で自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に訪問入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
社会参加促進事業	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

### 1) 相談支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業所設置数	か所	4	6	6	6	6	6

2) 意思疎通支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣回数	回/年	246	210	98	230	230	230
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

3) 日常生活用具給付等事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	4	3	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	5	4	6	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	7	4	9	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	6	1	8	8	8
排泄管理支援用具	件/年	860	830	800	860	860	860
住宅改修費	件/年	0	1	1	1	1	1

4) 移動支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	51	51	45	53	53	53
	時間/月	100	88	64	90	90	90

5) 成年後見制度利用支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業申立件数	人/月	1	0	0	1	1	1

### 6) 地域活動支援センター

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター利用者数	人日/月	40	34	38	37	37	37

### 7) 訪問入浴サービス

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス利用者数	人/月	2	3	2	2	2	2

### 8) 一時支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援支給決定者数	人/年	32	38	30	33	33	33

### 9) 社会参加促進事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奉仕員養成研修年間参加者数	人/年	4	0	0	7	7	7
自動車運転免許取得・改造助成利用者数	人/年	3	1	0	2	2	2
手話通訳奉仕員登録者数	人/年	4	0	0	7	7	7

## 第5章 第1期成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な高齢者や障がい者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっています。

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、促進法）」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画）」が平成29年3月24日に閣議決定されました。

今回、国の基本計画に基づいた本町における成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第1期志免町成年後見制度利用促進基本計画として、第1期志免町福祉総合計画と一体的に策定することとしました。

成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を進めます。

### 2 今後の取組

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

取組	内容
本人を中心としたチームの形成	権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。
成年後見制度の広報・啓発活動	成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。また、地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に繋がります。
相談窓口の明確化と早期支援	成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

第1期成年後見制度利用促進基本計画

取 組	内 容
<p>身上保護の充実・後見人支援</p>	<p>後見人が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。また、親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、協議を進めます。</p>
<p>多職種による検討の場の設置</p>	<p>虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置及び仕組みの整備を進めます。</p>
<p>障がい者への虐待防止</p>	<p>障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。</p> <p>障がいのある人に対する虐待の早期発見と対応のため、自立支援協議会などの機能充実を図ります。</p>
<p>障がい者の権利擁護の充実</p>	<p>関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。</p>

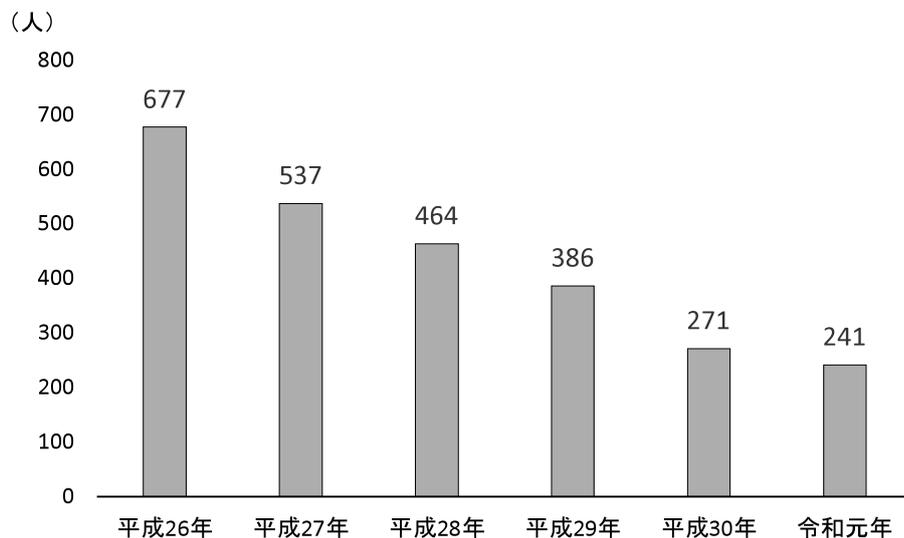
## 第6章 第1期志免町再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

犯罪をした人等の中には、生きづらさや、孤立など、様々な理由で罪を犯した結果、刑務所を出ても帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。中には、障がいのある人や認知症などがある高齢者で、地域社会とも行政ともつながることができずに孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

令和2年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成14年に戦後最多となった後減少傾向にあります。令和元年には戦後最少を更新しており、本町においても同様の傾向が続いています。

図表 29 刑法犯認知件数（再掲）



資料：福岡県警察 福岡県刑法犯市町村別認知件数

しかし、再犯者による犯罪が全体の多くを占めており、また、再犯者率が依然として高い数値を維持していることもあり、社会の安全のためには再犯防止が重要となっています。そのため、早い段階で適切な行政サービスにつながることで、地域における顔の見える関係づくりのもと円滑な社会復帰に向けた支援を行う必要があります。

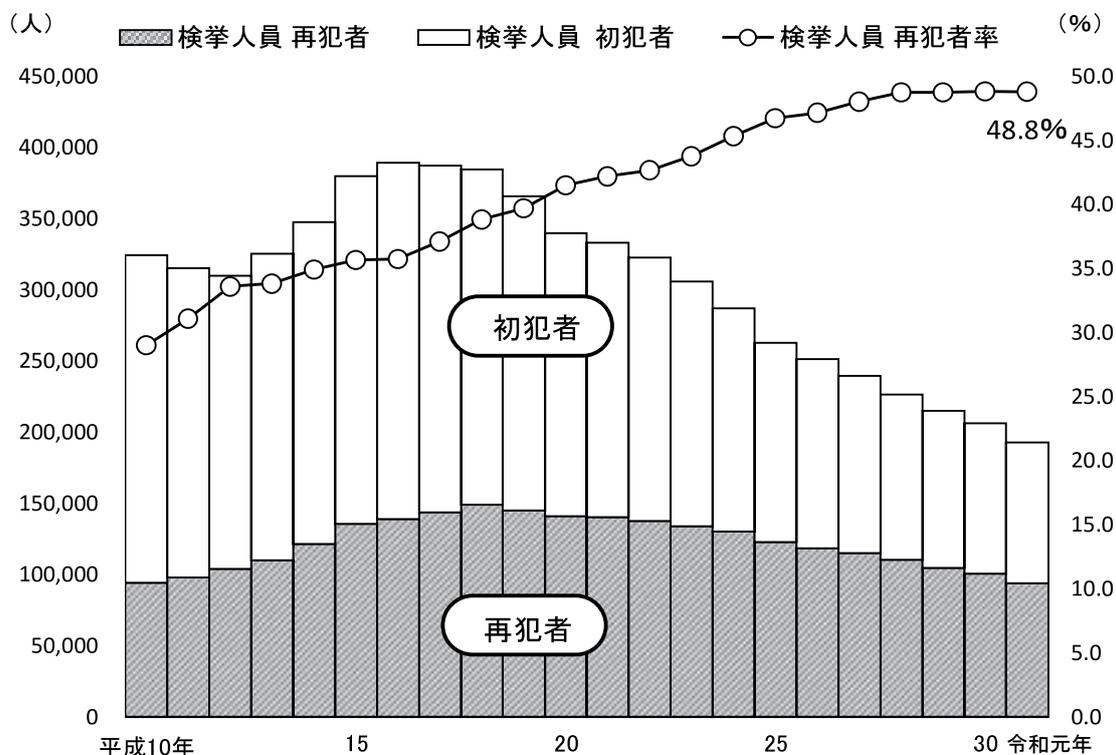
そのような中、平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、福岡県においても同法第8条に基づき平成31年3月に「福岡県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした動きを受け、第1期志免町再犯防止推進計画を、第1期志免町福祉総合計画と一体的に策定することとしました。本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域

## 第1期志免町再犯防止推進計画

住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指していきます。

図表 30 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（再掲）



資料：警察庁

※ 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※ 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 2 今後の取組

### (1) 必要な支援につながる地域づくり

将来を担う児童生徒の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行少年等が退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにすることも重要です。

取組	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。
児童生徒の非行の未然防止等	小中学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
学校等と連携した立ち直し支援	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。
少年・若年者に対する支援	非行のある少年等の立ち直りを支援するBBS会等の活動（スポーツ大会、レクリエーション、社会体験活動等）を、活動場所の提供や必要な費用の助成等により支援します。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者としての側面がある場合も多いことから、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の整備、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援等を通じて薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

取組	内容
薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	薬物依存に関する相談窓口を設置し、保護観察所や更生保護施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を積極的に行います。 法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等に基づき、地域の薬物依存問題について関係者が認識を共有し、治療や支援に協働して取り組むための事例検討会・連絡会議等を定期的で開催します。
薬物事犯者の家族に対する支援	薬物事犯者の家族に対して、薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などに関する相談支援を適切に実施します。
薬物依存に関する適切な広報・啓発	規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。
再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	“社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と連携して推進します。 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

## (2) 安心して暮らせる地域づくり

刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

更生保護施設や自立準備ホームは一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、対策を講じる必要があるといえます。

取組	内容
住宅セーフティネット制度の活用促進	刑余者等に対して、福岡県と連携しながら、居住支援法人の紹介など住居確保の情報提供に努めます。

## (3) 参加がすすむ地域づくり

働く権利はすべての人に認められた基本的人権です。働くことを望んでいる誰もが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。

刑務所に再び入所した者のうち約7割は無職であると言われていています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させることが重要です。

取組	内容
就職に向けた相談・支援等の充実	若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、若年者向け支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。
	障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。
	少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。
	就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。
犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。
	地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力に努めます。
	矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注を推進します。

## 第7章 計画の実現のために

### 1 関係機関等との連携・協働

---

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、これらの庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町内会、民生委員・児童委員協議会、シニアクラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、障がい者団体、ボランティア団体やその他各種団体などは、地域福祉の重要な担い手となります。

計画の実施にあたっては、町と町社会福祉協議会が一体となって取り組むとともに、地域福祉の担い手がお互いに連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要です。地域福祉の担い手との連携が進められるよう計画書は、ホームページや広報誌等で周知を図るとともに、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などに計画書を配布し、活動している場を通じた普及、啓発をはじめ、様々な機会を活用して計画の理解と協力を求めています。

### 2 計画の進捗管理

---

計画の推進にあたっては、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行います。また、地域の状況やニーズ、国の社会福祉制度の動向など、社会経済情勢を踏まえながら、必要に応じて計画の進捗状況や改善点を把握します。

また、「志免町福祉総合計画審議会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。

## Ⅲ 資料編

### 第1章 委員名簿

氏名	所属	備考
安松 美千子	志免町民生委員・児童委員協議会	
門谷 功	志免町民生委員・児童委員協議会	
丸山 睦子	志免町民生委員・児童委員協議会	副会長
清水 豊	志免町町内会連合会	
藤田 洋子	志免町町内会連合会	
柴田 京子	福祉推進委員	
永渕 隆	志免町人権擁護委員	
財部 美佐子	志免町ボランティア連絡協議会	
世利 武身	志免町シニアクラブ連合会	
安部 日出子	志免南保育園	
田邊 慎二	志免町消防団	
渡辺 良子	介護者家族代表	
豊永 里美	介護者家族代表	
石丸 恭子	エフコープ介護サービス志免	
平尾 律子	障害者在宅介護支援センター	
古谷野 恵美	一般社団法人 杜のめぐみ	
宮口 光秀	志免南小学校	
増田 崇信	増田崇信歯科クリニック	
青戸 雄司	栄光病院	
萩沢 友一	西南学院大学	会長
武田 泰治	一般公募	
石丸 景子	一般公募	
南里 眞記子	一般公募	
平田 孝	志免町商工会	
今村 晃章	NPO 法人とねりこ	
吉住 成年	糟屋保護区保護司会志免支部	
神屋 勝己	糟屋自立相談支援事務所	
重田 直子	粕屋保健福祉事務所	

## 第2章 策定経緯

内容	期日（期間）	内容
志免町の地域福祉にかかる調査 ・地域福祉 ・高齢者福祉 ・障がい福祉	令和元年11月19日 ～令和元年12月25日	町民4,949人に配付し 2,572人から回答を得た。 (回収率52.0%)
志免町福祉総合計画策定のためのヒアリング	令和元年11月	・事業所の概要と事業内容 ・利用者を取り巻く環境 ・これからの福祉のあり方
第1回 志免町福祉総合計画審議会	令和2年8月21日	福祉総合計画の策定方針について
志免町福祉総合計画審議会 地域福祉分科会	令和2年9月15日	志免町の現状と課題について
志免町福祉総合計画審議会 高齢者福祉分科会	令和2年9月15日	
志免町福祉総合計画審議会 障がい者福祉分科会	令和2年9月16日	
志免町福祉総合計画審議会 地域福祉分科会	令和2年12月21日	志免町福祉総合計画素案について ・総論について ・第2次志免町地域福祉計画について ・第6次地域福祉活動計画について ・その他関連計画について
志免町福祉総合計画審議会 高齢者福祉分科会	令和2年12月22日	
志免町福祉総合計画審議会 障がい者福祉分科会	令和2年12月22日	
パブリックコメント	令和3年1月18日 ～令和3年2月17日	
第2回 志免町福祉総合計画審議会書面議決	令和3年3月中旬 ～令和3年3月下旬	パブリックコメントの結果報告、計画案の承認

## 第3章 用語集

### [あ行]

#### ADL

「Activities of Daily Living」の略で、「日常生活動作」という意味。歩行・起立・トイレ動作・入浴・食事・着替え・身だしなみなど、日常生活を営むために最低限必要な能力のこと。

#### IADL

「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、「手段的日常生活動作」という意味。買い物・食事の準備・家事・洗濯・服薬管理など、ADLよりも高い自立した日常生活をおくる能力のこと。

#### NPO

Not-for-Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

#### ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者といった、ウェブサイト等の利用に何らかの制約がある方や、利用に不慣れな方を含め、誰もがウェブサイト等で提供される情報を取得でき、支障なく利用できること。

### [か行]

#### 介護保険

介護費用の自己負担を減らすために2000年から施行されている社会保障制度。高齢者の介護を社会全体で支え合うため、40歳以上の日本国民は全員加入するよう義務付けられている。

#### 糟屋中南部障がい者(児)自立支援協議会

糟屋中南部の障がい者等相談支援事業を円滑に推進し、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場。志免町、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町及び粕屋町の広域で設置している。

#### グループホーム

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

#### 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

### [さ行]

#### 災害時要援護者支援台帳

災害時に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）と、その人を支援する人（地域支援者）を登録し、災害時に備えるために整備されている台帳のこと。

#### 災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を効率的・効果的に推進するために、総合的な調整を行う目的で開設される組織。ボランティアの募集・受け入れや情報提供、活動調整、関係団体・災害対策本部との連絡調整等の様々な活動を行う。

#### サロン活動

地域で高齢者や障がい者、子育て中の人々等が気軽に立ち寄り、会話やレクリエーション、趣味活動を楽しみながら仲間づくりや生きがいがづくりなどを行うことができる場。

#### 児童発達支援センター

通所利用障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。地域の中核的な支援施設。

#### 自立支援医療制度

通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。

## 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。

## 手話奉仕員

手話で日常会話ができ、手話奉仕員として聴覚障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援を行う人のこと。

## ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付される手帳のこと。

## 障害者医療費助成事業

医療機関等窓口で支払った医療費自己負担額の一部を助成する事業のこと。

## 障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

## 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

## 障害者差別解消法

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成28年4月1日に施行された法律。

## 障害者優先調達推進法

国や地方公共団体および独立行政法人等が、率先して障害者就労施設等を利用しサービスや物品の調達をすることで、そこで働く障がい者の待遇改善を図り、自立を促進していくことを目指す法律。

## 少年サポートセンター

非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の早期発見を図るため、街頭補導活動や少年相談など少年や保護者等に対する指導・助言等のほか、補導された少年や保護者・学校などから相談を受けた少年に対し、継続的な指導や一人ひとりの状況に応じた様々な立ち直り支援プログラムを実施する施設。

## 自閉症スペクトラム

対人関係の困難や興味・関心の限定、特定の行動を繰り返すなどの特徴がある発達障がいのこと。

## スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

## スクールソーシャルワーカー

社会福祉制度をはじめ幅広い社会的な制度や活動に関する情報や知識、並びに地域福祉やソーシャルワークの領域で培われた専門的な援助技術を用いて、問題を抱えている児童生徒とその家族や学校、教職員への支援を行う専門家。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、そのサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

## 生活習慣病

運動習慣や食生活、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気のこと。

## 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される手帳のこと。

## 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。

## [た行]

### 地域ケア会議

ケアマネジャー、訪問看護師、民生委員・児童委員などの介護の専門職と住民が参加する会議。具体的な介護事例の検討を通して、地域の医療、介護、生活支援サービスなど専門諸職の連携の仕方などについて議論をし、提言などを行う。

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としている。

### チームオレンジ

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのこと。

### 通級指導教室

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、別室で週に数時間行われる特別な指導を通級による指導のこと。

### 特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がい起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。

### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

### トライアル雇用

公共職業安定所の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

## [な行]

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

### 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク

認知症により徘徊のおそれのある高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、協力事業者や協力サポーターの方々に日常的な見守り活動を行っていただくとともに、事前に登録された高齢者の方が行方不明になった時、電子メール等により情報を配信し、可能な範囲で捜索にご協力いただくことで、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークのこと。

### 認知症

さまざまな原因で脳の神経細胞が破壊・減少し、日常生活が正常に送れない状態になることをいう。認知症にはさまざまな種類があるが、「アルツハイマー型認知症」の患者数が多い。

### 認知症初期集中支援チーム

本人や家族、関係者からの相談を受け、認知症の人や認知症が疑われる人と家族を訪問し、必要な医療サービスや介護サービスにつなげていく等の支援を行うチームのこと。

### ネットワーク

社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

### ノーマライゼーション

障がいのある、なしに関わらず、一般社会の中で同じように生活することが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

## [は行]

### 発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。

## パブリックコメント

行政機関が政策や規則等を制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く市民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。

## バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている考え方。

## 避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。

## 福祉推進委員

地域住民とともに福祉のまちづくりを推進する中核者として、ネットワークづくり等を行う人のこと。社会福祉協議会会長より委嘱が行われる。

## 福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

## 福祉避難所

災害が発生した時に、高齢者や障がい者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる指定避難所。

## ふれあい・いきいきサロン

仲間づくりや多世代交流を行う、ふれあいの場・集いの場。地域住民が運営する場。

## ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくしたり、他者を支えたりするなどの社会的活動やそれに携わる人のこと。

## [ま行]

### 民生委員・児童委員

地域における身近な相談相手。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受ける人のこと。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる。

## [や行]

### ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のこと。

### 要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝える人のこと。

## [ら行]

### 療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

# 第 1 期 志 免 町 福 祉 総 合 計 画

令和 3 年 3 月

---

発 行

志免町福祉課 志免町社会福祉協議会

志免町福祉課

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 丁目 1 番 1 号

Tel : 092-935-1001 (代表) Fax : 092-935-2456 (福祉課)

志免町社会福祉協議会

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町大字志免 451 番地 1

Tel : 092-937-3011 Fax : 092-936-9067

---







志免町